秋田市公報

あきた

第993号
平成20年2月10日
毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所　秋田市役所
編集兼発行人　中島　修

印刷人　三戸俊彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所　株式会社　三戸印刷所

目　次

告　示

○身体障害者福祉法による医師の指定について（第1号）……1
○納税通知書の公示送達について（第2号）……2
○差押書の公示送達について（第3号）……2
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第4号）……2
○放置自転車等の撤去および保管について（第5号）……2
○放置自転車等の撤去および保管について（第6号）……2
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第7号）……3
○地縁による団体の認可について（第8号）……3
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第9号）……3
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第10号）……3
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第11号）……3
○生活保護法による介護機関の指定等について（第12号）……4
○生活保護法による医療機関の指定等について（第13号）……4

教委告示

○教育委員会定例会の招集について（第1号）……4

選管告示

○平成20年度の検察審査員候補者となった者の氏名について（第1号）……5

農委告示

○農業委員会の招集について（第1号）……6
○農業委員会の招集について（第2号）……6

上下水道局告示

○下水道使用料督促状の公示送達について（第1号）……6
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第2号）……6
○指定排水設備工事業者の廃止について（第3号）……6
○下水道使用料納入通知書の公示送達について（第4号）……6
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第5号）……6
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第6号）……7
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第7号）……7
○指定排水設備工事業者の廃止について（第8号）……7

公　告

○秋田農業振興地域整備計画の変更について……7
○インフルエンザ定期予防接種について……7
○開発行為に関する工事の完了について……8
○御所野ニュータウン北第三地区土地区画整理事業の換地処分について……8
○都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの縦覧について……8
○開発行為に関する工事の完了について……8
○農用地利用集積計画の策定について……8
○秋田市立岩見三内小学校の改築に関する基本・実施設計業務委託の技術提案書の提出について……8
○入札参加希望者の公募について……9
○入札参加希望者の公募について……10
○入札参加希望者の公募について……11
○入札参加希望者の公募について……12
○入札参加希望者の公募について……16
○財政報告書の公表について……17

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について……40
○平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…40
○入札参加希望者の公募について……41
○入札参加希望者の公募について……41

告　示

秋田市告示第1号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成20年1月7日

秋田市長　佐竹敬久

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地
内科	船木公行	外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地
内科　外科	市原利晃	秋田往診クリニック	秋田市広面字谷内佐渡336番地2
神経内科	成瀬聡	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1

秋田市告示第２号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年１月10日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

２　送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第３号

次の差押書は、本人の住所又は居所が不明であり送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年１月15日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　送達を受けるべき者の住所および氏名
能代市字下悪戸161－３
伊　藤　健　信

２　送達する書類名
差押書　１通

秋田市告示第４号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年１月16日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

２　送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第５号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第１項および第３項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第１項の規定により告示する。

平成20年１月16日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　撤去し、保管した自転車等
⑴　放置されていた場所および台数
ア　秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　３台
イ　秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　５台
⑵　撤去し、保管した年月日
平成19年12月16日から同年12月31日まで
⑶　返還を行う時間および場所
ア　時間　午前10時から午後７時まで
イ　場所　秋田市東通仲町４番３号（秋田駅東自転車等駐車場内）　秋田市自転車等保管所
⑷　返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年１月30日から平成20年７月30日まで

２　返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

３　所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後６か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

４　問い合わせ先
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市市民生活部生活総務課　電話866－2035
秋田市東通仲町４番３号
秋田市自転車等保管所　電話834－6497

秋田市告示第６号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第１項および第３項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第１項の規定により告示する。

平成20年１月21日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　撤去し、保管した自転車等
⑴　放置されていた場所および台数
ア　秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　３台
イ　秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　３台
⑵　撤去し、保管した年月日
平成20年１月１日から同年１月15日まで
⑶　返還を行う時間および場所
ア　時間　午前10時から午後７時まで
イ　場所　秋田市東通仲町４番３号（秋田駅東自転車等駐車場内）　秋田市自転車等保管所
⑷　返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年２月４日から平成20年８月４日まで

２　返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

３　所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後６か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

４　問い合わせ先
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市市民生活部生活総務課　電話866－2035

秋田市東通仲町４番３号
秋田市自転車等保管所　電話834－6497

秋田市告示第７号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年１月22日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　変更があった認可地縁団体の名称
道山町内会
2　認可年月日
平成５年３月30日
3　変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前　齊　藤　左武郎
秋田市河辺三内字道山125番地
変更後　二　木　　嘉
秋田市河辺三内字道山121番地
4　変更年月日
平成20年１月３日
5　変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年１月28日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　名称
仁別町内会
2　規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
⑴　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。
⑵　美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。
⑶　祭典、運動会など住民間の親睦を図る行事の実施に関すること。
⑷　共有資産の維持および管理に関すること。
⑸　住民の福祉、健康、衛生および文化教養の事業実施に関すること。
⑹　その他本会の目的達成に必要なこと。
3　区域
本会の区域は、秋田市仁別字堂ノ下、同市仁別字中島、同市仁別字吉ケ沢、同市仁別字大台、同市仁別字家ハヅレの全域、同市仁別字マンタラメ104番地、同市仁別字粟畑台45番地、54番地１、57番地、74番地および75番地１の区域とする。
4　事務所
秋田市仁別字堂ノ下４番地
5　代表者の氏名および住所
大　島　一　男
秋田市仁別字中島27番地
6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
なし
7　代理人の有無
なし
8　規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の２第15項において準用する民法第68条第１項第３号および第４号ならびに第２項の規定により解散する。
9　認可年月日
平成20年１月28日

秋田市告示第９号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年１月28日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　変更があった認可地縁団体の名称
秋田市東町内会
2　認可年月日
平成９年４月７日
3　変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前　石　塚　勝　廣
秋田市河辺岩見字東62番地１
変更後　石　塚　一太郎
秋田市河辺岩見字二階渕148番地
4　変更年月日
平成20年１月２日
5　変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年１月28日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　変更があった認可地縁団体の名称
小平岱町内会
2　認可年月日
平成７年10月16日
3　変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前　佐々木　俊　一
秋田市河辺岩見字小平岱９番地
変更後　白　土　行　紀
秋田市河辺岩見字小平岱44番地
4　変更年月日
平成20年１月２日
5　変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年１月30日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　変更があった認可地縁団体の名称
　新川町内会
2　認可年月日
　平成９年５月12日
3　変更があった事項およびその内容
　区域
　　変更前　本会の区域は、河辺町岩見字新川、新川上田面、森ノ越、小平岱坂ノ下、岨谷尻、渡場、茗茄沢口の区域とする。
　　変更後　本会の区域は、秋田市河辺岩見字新川、同市河辺岩見字新川上田面、同市河辺岩見字森ノ越、同市河辺岩見字小平岱坂ノ下、同市河辺岩見字岨谷尻、同市河辺岩見字渡場および同市河辺岩見字茗茄沢口の区域とする。
　事務所
　　変更前　河辺郡河辺町岩見字新川上田面13番地
　　変更後　秋田市河辺岩見字新川上田面13番地
　代表者の氏名および住所
　　変更前　船　木　善　信
　　河辺郡河辺町岩見字新川14番地
　　変更後　山　上　正　則
　　秋田市河辺岩見字新川上田面43番地３
4　変更年月日
　平成20年１月２日
5　変更の理由
　住所等の表示の変更および役員改選による。

秋田市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項および同条第４項において準用する同法第50条の２の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成20年１月31日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　指定

名　称	所　在　地	指定年月日
老人保健施設あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番地	平成19年12月18日
ライフケアセンター	秋田市山王三丁目４番１号	平成19年12月18日
ショートステイなかまどの街	秋田市御所野下堤二丁目１番７－１号	平成19年11月１日
小規模多機能型居宅介護和ごや家	秋田市下北手松崎字前谷地141番地１	平成19年12月26日
有限会社ニューサポート秋田	秋田市牛島東六丁目18番６号	平成19年12月１日

2　変更

名　称	変更事項（所在地・名称）		変更年月日
	変更前	変更後	
外旭川病院介護支援センター	秋田市外旭川字三後田142番地	秋田市外旭川字三後田200番地	平成19年１月30日
外旭川病院訪問看護ステーション	秋田市外旭川字三後田142番地	秋田市外旭川字三後田200番地	平成19年１月30日
光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	特別養護老人ホーム光峰苑	光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	平成17年４月１日

3　廃止

名　称	所　在　地	廃止年月日
アイ薬局	秋田市泉字登木230番地３	平成19年12月29日

秋田市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の２の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成20年１月31日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　指定

名　称	所　在　地	指定年月日
Dental Care オリーブ歯科クリニック	秋田市山王中島町２番25号	平成20年１月11日
アイ薬局	秋田市泉字登木227番地２　ソルナビル１階	平成20年１月１日

2　変更

名　称	変更事項（所在地）		変更年月日
	変更前	変更後	
外旭川病院訪問看護ステーション	秋田市外旭川字三後田142番地	秋田市外旭川字三後田200番地	平成19年１月30日

3　廃止

名　称	所　在　地	廃止年月日
アイ薬局	秋田市泉字登木230番地３	平成19年12月29日

教　委　告　示

秋田市教委告示第１号

平成20年１月30日午後３時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年１月24日

秋田市教育委員会
委員長　髙　田　生　子

選　管　告　示

秋市選管告示第１号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により検察審査員候補者の予定者および同候補者の選定を行った結果、秋田市における平成20年度の検察審査員候補者となった者の氏名は次のとおりであるので、同法第11条第２項の規定により告示する。

平成20年１月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長　古　谷　　薫

第１群（59名）

石川　篤子	木村　健一	土田　美奈子	相原　智	出　健男
福原　智	西村　和子	水戸瀬　國子	河田　幸喜	高橋　寛
今野　康徳	今野　司郎	石井　恵美	二木　善子	中村　カツヱ
佐藤　春美	相場　寛一	嵯峨　ワカ	佐藤　秀恒	渡會　わか子
齊藤　真樹	菅原　由岐子	嶋田　初子	川村　保子	佐藤　朗子
佐々木　敬子	後藤　繁子	橋本　玲子	今　千晴	富永　ヱミ子
大川　共子	高畑　亜希	堀井　恵	嶋田　春華	豊嶋　恵美子
佐藤　昌勝	湊　光子	須藤　要	松浦　博	伊賀　貴志
保坂　金作	味形　和朋	越中谷　一恵	三浦　博樹	高橋　キク
相場　凌子	戸井田　マサ子	斎藤　美代子	岡山　久雄	森谷　寿子
齊藤　長悦	佐々木　幹夫	渡部　吉郎	佐藤　幸子	佐藤　武彦
齊藤　一夫	佐々木　しげみ	斎藤　孝子	後藤　恵美子	

第２群（59名）

福田　江美子	菅　誠治	岩崎　澄	川村　浪子	熊谷　茂樹
阿部　ヱイ	伊藤　セツ子	高橋　イネ	播磨　聰	安田　旦子
松縄　康雄	小畑　剛	村田　哲治	伊藤　有香	早川　フミ子
佐々木　友子	佐々木　秋子	加藤　初枝	水戸瀬　貢	菅原　英夫
菅原　蝶子	藤原　優子	佐々木　明美	小野　知昭	進藤　良雄
岩澤　潔	九嶋　優子	鈴木　幸子	加藤　明	工藤　朋子
奈良　敬子	和島　喜美子	鈴木　武	田口　訓子	山平　みか子
池端　千代美	倉田　富美恵	佐々木　司	鎌田　鑛悦	佐々木　隆
大友　蝶子	渡邉　忠	越前屋　元男	石垣　ハナ子	岡部　強
湊　恵里子	佐藤　暢芳	佐々木　淑子	細井　千代志	加藤　奈央美
三浦　由美子	小玉　康史	三條　和佳子	石山　毅	金子　裕史
横山　三之助	新林　サダ	竹谷　與之助	澤田　暁子	

第３群（59名）

北嶋　朱美	長谷川　麗子	伊藤　年男	上杉　敬二	仙北谷　トヨ
加賀屋　多鶴子	瀧田　博益	佐藤　優	木村　恵	佐々木　美代子
松井　勝博	日景　采子	湯田　佳子	佐々木　洋	追留　那緒子
小林　敏弘	加賀屋　和男	秋元　紀子	萬谷　憲一	佐藤　助喜
宇佐美　ヒサ子	鈴木　和男	鎌田　昭広	小林　絹子	松田　秀子
阿部　由子	平塚　アキヱ	植村　高	渡辺　範人	後藤　鈴鹿
松原　優子	嵯峨　ヒサ子	近藤　敦子	伊藤　ヒロ子	佐藤　三千代
田口　智史	松田　幸子	金　久美子	石川　祐喜	佐藤　ヨシヱ
大城　石基	若松　英	外山　由香利	伊藤　リエ	伊藤　一成
戸井田　雄新	高橋　祥子	小川　兵悦	泉　津志	渡部　泰
藤嶋　和芳	渡辺　勝子	渡會　啓子	原　美由紀	鏡　励子
榎　幸紀	田口　義光	吉成　瑛子	塚田　修二	

第４群（58名）

小名　和子	進藤　一郎	工藤　文雄	佐藤　孝子	小松　紘祥
藤原　第三	池田　悦子	高橋　日登美	佐々木　三行	加藤　礼子
藤田　真波	加藤　正義	佐々木　比呂志	和合谷　麻緒	佐藤　みや子
森田　フヂヱ	藤田　美幸	三浦　幹子	工藤　康夫	佐藤　真規子

七　尾　　慶	柿　田　由久子	徳　原　ミ　ヱ	渡　辺　智　也	鷲　谷　善　広
中　田　キヨヱ	田　口　タカノ	北　條　　淳	佐　藤　京　子	小　林　義　廣
金　子　智　子	嵯　峨　偉喜子	佐　藤　ミヤ子	高　橋　勇　太	佐　藤　貴　子
笹　尾　宏　子	鈴　木　順　一	高　野　真由美	勝　山　孝　義	富　樫　一　幸
坂　田　亭　子	菅　原　淳　一	相　澤　利　夫	畠　山　友紀子	鈴　木　英　男
北　島　悠紀子	小　玉　ト　シ	伊　藤　ハルノ	鈴　木　　宏	江　口　百合子
伊　藤　　実	加　藤　啓　子	川　邉　カ　ヨ	千　葉　智　子	保　坂　伸　子
高　橋　　廣	鹿子沢　兼　吉	吉　田　　恵		

農　委　告　示

秋田市農委告示第１号

平成20年１月18日午後２時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年１月11日

秋田市農業委員会会長　柏　　谷　　健　　作

１　案　件　秋田市外旭川字神田801番地５　千田綾子の農地法第３条の規定による許可申請に関する件　外11件

秋田市農委告示第２号

平成20年１月31日午後２時 秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年１月24日

秋田市農業委員会会長　柏　　谷　　健　　作

１　案　件　農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議の件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第１号

次の下水道使用料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料督促状は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年１月11日

秋田市上下水道事業管理者　内　　山　　真　　次

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

下水道使用料督促状

秋田市上下水道局告示第２号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第２号の規定により告示する。

平成20年１月18日

秋田市上下水道事業管理者　内　　山　　真　　次

１　指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所　在　地
佐々木設備企画	佐々木誠治	秋田市泉南三丁目６番19号

２　廃止年月日

平成20年１月11日

秋田市上下水道局告示第３号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第５条の７の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第９条第３号の規定により告示する。

平成20年１月18日

秋田市上下水道事業管理者　内　　山　　真　　次

１　指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所　在　地
佐々木設備企画	佐々木誠治	秋田市泉南三丁目６番19号

２　廃止年月日

平成20年１月11日

秋田市上下水道局告示第４号

次の下水道使用料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料納入通知書は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年１月18日

秋田市上下水道事業管理者　内　　山　　真　　次

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

下水道使用料納入通知書

秋田市上下水道局告示第５号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成20年１月21日

秋田市上下水道事業管理者　内　　山　　真　　次

１　公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成20年２月５日

２　下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

新屋比内町、桜二丁目、河辺豊成字宮下、河辺豊成字一ノ割、河辺豊成字舘下、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字小高、河辺北野田高屋字務沢、手形字西谷地、旭川新藤田東町、仁井田字大野、桜台一丁目、桜三丁目、仁井田本町三丁目、仁井田本町四丁目、八橋イサノ一丁目および飯島鼠田一丁目の各一部

３　供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
４　公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
５　終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目３番１号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
６　関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番８号
秋田市上下水道局普及促進室
７　縦覧の期間
平成20年１月22日から２月４日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
８　縦覧の時間
午前８時30分から午後５時15分まで

秋田市上下水道局告示第６号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成20年１月21日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

１　公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成20年２月５日
２　下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
楢山川口境の一部
３　供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
４　公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
５　終末処理場の位置および名称
秋田市八橋本町六丁目12番15号
八橋下水道終末処理場
６　関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番８号
秋田市上下水道局普及促進室
７　縦覧の期間
平成20年１月22日から２月４日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
８　縦覧の時間
午前８時30分から午後５時15分まで

秋田市上下水道局告示第７号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第２号の規定により告示する。

平成20年１月23日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

１　指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所　在　地
株式会社テクノ三共	田中　守	横手市前郷字下横山52番地２

２　廃止年月日
平成19年12月31日

秋田市上下水道局告示第８号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第５条の７の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第９条第３号の規定により告示する。

平成20年１月23日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

１　指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所　在　地
株式会社テクノ三共	田中　守	横手市前郷字下横山52番地２

２　廃止年月日
平成19年12月31日

公　告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成20年２月８日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成20年１月９日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　農用地利用計画の案の縦覧期間
自　平成20年１月９日
至　平成20年２月８日
２　縦覧時間
午前８時30分から午後５時30分まで。 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
３　農用地利用計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目２番34号　秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第３条第１項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第４条第１項の規定に基づき、次のとお

り公告する。

平成20年１月９日

秋田市長　佐　竹　敬　久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
佐々木　昌　博 寺　田　茂　則 木　曾　博　典 畠　山　佑　子	秋田市飯島西袋一丁目１番１号 秋田組合総合病院

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により、平成19年12月27日付け秋田市指令第8635号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定に基づき、公告する。

平成20年１月10日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　開発許可を受けた者の住所および氏名
　秋田市下新城笠岡字堰根35番地１
　宇佐美　洋　一
２　開発区域に含まれる地域の名称
　秋田市下新城笠岡字堰根222番４

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、御所野ニュータウン北第三地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成20年１月15日

秋田市長　佐　竹　敬　久

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定による都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第２項の規定において準用する同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年１月17日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　都市計画事業の種類および名称
　秋田都市計画道路事業
　３・４・31号　明田外旭川線
２　縦覧場所
　秋田市山王一丁目１番１号　秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により、平成19年10月29日付け秋田市指令第8045号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定に基づき、公告する。

平成20年１月24日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　開発許可を受けた者の住所および氏名
　秋田市広面字広面71番地
　川　辺　　忠
２　開発区域に含まれる地域の名称
　秋田市仁井田本町五丁目511番１、512番および513番１

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第９号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年１月24日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　閲覧場所　秋田市山王一丁目２番34号
　秋田市農林部農林総務課
２　閲覧期間　平成20年１月25日から
　平成20年２月14日まで
　ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
３　閲覧時間　午前８時30分から午後５時30分まで

秋田市公告

秋田市立岩見三内小学校の改築に関する基本・実施設計業務委託について、次のとおり技術提案書の提出を求めるので公告する。

平成20年１月25日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　委託業務の概要
⑴　名称
　秋田市立岩見三内小学校改築に関する基本・実施設計業務委託
⑵　内容
　秋田市立岩見三内小学校の校舎、屋内運動場等の改築に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備）業務
⑶　履行期間
　平成20年５月下旬～平成20年10月下旬
２　受託者の選定方法
⑴　方式
　本業務の受託者選定は、簡易公募型指名プロポーザル方式による。
　すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出したもののうち、⑵に掲げる要件を満たすことが確認されたものを指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断されたものを相手方として随意契約を締結するものである。
　ただし、本業務委託は平成20年度予算で契約するものであることから、契約締結は平成20年４月１日以降となるが、議会の議決を得られなかった場合および否決とされた場合は、契約を締結しない場合がある。
⑵　技術提案書の提出者に係る要件
　技術提案書を提出するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者又は当該要件をすべて満たす者同士によるＪＶ（共同企業体）でなければならない。
ア　秋田市に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
イ　建築士法第２条第２項に規定する一級建築士を２名以上有すること。
ウ　常勤職員を５名以上有すること。

エ　過去10年間に、小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の増改築工事に関して建築設計を行った実績があること。（昭和54年建設省告示1206号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」における別表第２－１設計のうち⑴建築（総合）・基本設計もしくは⑵建築（総合）・実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、ＪＶ、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）

オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

カ　建設設計業務に関し、国および地方公共団体から指名停止を受けている期間中でないこと。

キ　本件に関して、他の提案者の協力事務所又は他のＪＶを構成する者になっていないこと。

⑶　技術提案書の評価基準

ア　事務所の実力

資格別技術者数、主要業務実績、同種・類似業務実績

イ　担当チームの能力

各技術者の資格・経験年数、総括責任者および各担当主任技術者の業務実績

ウ　業務実施方針

業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等

エ　下記の課題に対する提案内容

㈠　「小中一貫した考えに立った教育」に求められる建築的な表現方法についての考え方を示してください。

㈡　「ライフサイクルコストの低減化」のための具体的な方策を示してください。

㈢　その他の提案（独自に課題を設定し、提案を示してください。）

⑷　審査

技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

３　日程

⑴　参加表明書の提出　平成20年２月12日㈫午後５時30分まで
⑵　質問の受付　平成20年１月25日㈮～１月31日㈭
⑶　技術提案書提出者の指名　平成20年２月中旬
⑷　現地説明会　平成20年２月下旬
⑸　質問の受付　平成20年２月15日㈮～２月26日㈫
⑹　技術提案書の提出　平成20年３月14日㈮午後５時30分まで
⑺　ヒアリング　平成20年３月下旬
⑻　審査結果の通知　平成20年３月下旬

４　その他

その他、詳細は「秋田市立岩見三内小学校の改築に係る簡易公募型指名プロポーザル方式の実施に関する説明書」によるものとする。

当該説明書は、下記により交付するとともに、秋田市ホームページにおいて公開する。

⑴　交付期間

平成20年１月25日㈮～２月12日㈫

午前８時30分～午後５時30分（土曜日・日曜日および祝日を除く。）

⑵　交付場所

〒010-0951　秋田市山王二丁目１番53号　山王21ビル３階
秋田市教育委員会　総務課　施設担当
電　話：018－826－9024
ＦＡＸ：018－865－1851
E-mail：ro-edmn@city.akita.akita.jp

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年１月28日

秋田市長　佐　竹　敬　久

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託
⑵　委託場所　秋田市雄和妙法字上大部79－１
秋田市立雄和学校給食センター
⑶　委託期間　平成20年４月１日から平成21年３月31日まで
⑷　参加要件

ア　秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、平成20年１月１日現在秋田市において健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第１項に規定する特定給食施設での調理経験年数が、過去５年間において通算３年以上であること。

イ　平成20年１月１日現在において、学校給食についての調理業務の経験年数が、過去５年間において３年以上であること。

ウ　地方自治法施行令第167条の４第１項および第２項各号の規定による制限を受けるものでないこと。

エ　本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

オ　租税に滞納がないこと。

２　現地説明会に関する事項

⑴　説明会の日時　平成20年２月４日㈪午後４時
⑵　説明会の場所　秋田市雄和妙法字上大部79－１
秋田市立雄和学校給食センター
⑶　注意事項

ア　平成20年１月22日以降に実施した腸内細菌検査証明書（腸内細菌・キャンピロバクター・腸管出血性大腸菌）を持参すること。

イ　白衣・帽子・調理室専用上履きを持参すること。

３　入札に関する事項

⑴　入札の日時　平成20年２月20日㈬　午後１時30分
⑵　入札の場所　秋田市山王二丁目１番53号
秋田市山王21ビル４階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
⑶　入札保証金　免除
⑷　契約日　平成20年２月26日㈫
⑸　注意事項

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札執行回数は、２回を限度とする。

4　入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項

⑴　本入札に参加を希望するものは、平成20年２月８日㈮までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申込書（様式１（省略））

イ　公募型指名競争入札参加資格申告書（様式２（省略））

ウ　営業経歴書（様式３（省略））

エ　納税証明書

㈠　消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その３）」の発行を受けること。）

㈡　秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

㈢　秋田市に納めた固定資産税

※　消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※　納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※　固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

オ　登記簿謄本（個人営業の方は住民票）　※写し可能

⑵　申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月28日㈪から平成20年２月８日㈮までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市山王二丁目１番53号
秋田市山王21ビル３階
秋田市教育委員会学事課

ウ　申請用紙　秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役所ホームページから入手すること。

5　指名に関する事項

⑴　入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。

⑵　提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

⑶　指名通知および選定結果の通知は、平成20年２月13日㈬に行う。

6　設計書および仕様書の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間　平成20年１月28日㈪から平成20年２月20日㈬までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸出場所　秋田市教育委員会学事課

7　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書等は、返却しない。

⑶　問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話　018－866－2243

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第27号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成20年１月28日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　入札に付する事項

⑴　入 札 名　プレスタ第27号広告掲載者選定に係る入札

⑵　広告媒体　子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第27号

⑶　予定価格（税抜）※最低落札価格　28,572円

⑷　入札参加要件

ア　秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ　租税に滞納がないこと。

ウ　地方自治法施行令第167条の４第１項および第２項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

エ　秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第５条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2　掲載する広告に関する事項

⑴　規格等

掲載寸法は、日本工業規格Ａ列４番の１／４とし、掲載紙面は、プレスタ第27号（Ａ４版・４ページ・紙質：マットコート　90kg）の最終ページの右下部とする。

⑵　色　フルカラー

⑶　発行部数　17,000部

⑷　配布対象　市内全小学校（48校）に在籍する児童の全世帯および市内全中学校（26校）、図書館、公民館等

⑸　広告掲載時期

平成19年度市立小、中学校春季休業（平成20年３月22日～）直前から平成20年度夏季休業（平成20年７月24日～）直前まで

⑹　広告の内容等

ア　掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第４条第１項および掲載基準第６条に規定するとおりとする。

イ　広告枠内に「広告」と表示すること。

3　入札に関する事項

⑴　日　　時　平成20年２月22日㈮　午前11時

⑵　場　　所　秋田市山王二丁目１番53号　山王21ビル４階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

⑶　落札者の決定

落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。

⑷　契 約 日　平成20年２月25日㈪（予定）

⑸　契約金額（広告料）の支払い

広告料は、平成20年２月29日㈮までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

⑹　注意事項

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札参加申し込みに関する事項

(1)　入札参加希望者は、平成20年２月７日(木)午後５時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　入札参加申込書（様式１（省略））

イ　営業経歴書（様式２（省略））

ウ　掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ　納税証明書　※写し可

(ア)　消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ)　秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ)　秋田市に納めた固定資産税

※　消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

オ　登記簿謄本（個人営業の方は住民票）　※写し可

(2)　申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)　申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月28日(月)から平成20年２月７日(木)までの平日午前９時から午後５時まで

イ　受付場所　秋田市教育委員会生涯学習室

ウ　申込用紙　秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

5　指名に関する事項

(1)　入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2)　提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3)　指名通知および選定結果通知については、平成20年２月14日(木)に行う。

6　入札保証金および契約保証金　免除

7　その他

(1)　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2)　提出された申込書等は、返却しない。

(3)　申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当

電話　018－826－9048

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年１月29日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　入札に付する事項

入札に付する賃貸借は、次のとおりである。

(1)　賃　貸　借　家屋評価システム賃貸借

(2)　賃貸借期間　平成20年４月１日から平成25年３月31日まで

(3)　入札参加資格要件

ア　過去に、市町村と家屋評価システムの契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

イ　秋田市の物品業者登録名簿に登録されていること。

ウ　秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有すること。

エ　消費税および市税に滞納がないこと。

2　上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項および第２項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

(2)　本市の指名停止期間中でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　入札の日時　平成20年２月14日(木)　午前11時

(2)　入札の場所　秋田市山王一丁目１番１号

秋田市財政部契約課入札室（本庁舎３階）

(3)　入札保証金　免除

(4)　契　約　日　平成20年２月20日(水)（締結予定）

(5)　注意事項

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ入札に参加すること。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札執行回数は、２回を限度とする。

4　入札参加申込みに関する事項

(1)　本入札に参加を希望する者は、平成20年２月４日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申込書（様式１（省略））

イ　営業経歴書（様式２（省略））

ウ　納税証明書

(ア)　税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その３）」）

(イ)　秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成19年度分）に関する証明書

エ　申込日から３ヵ月以内に発行された法人登記簿謄本

(2)　申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3)　申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月29日(火)から平成20年２月４日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日。午前９時から午後４時までとする。

イ　受付場所　秋田市山王一丁目１番１号

秋田市財政部資産税課

ウ　申込用紙　秋田市財政部資産税課又は秋田市ホームページから入手すること。

5　指名に関する事項

(1)　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知する。

⑵　提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

⑶　指名通知および選定結果の通知は、平成20年２月６日㈬にファックスにて通知する。

6　設計書および仕様書の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間　平成20年１月29日㈫から平成20年２月４日㈪までの土曜日および日曜日を除く毎日。
午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧場所　秋田市山王一丁目１番１号
秋田市財政部資産税課

7　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書等は、返却しない。

⑶　申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部資産税課　家屋担当
電話　018－866－2057

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年１月30日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する業務は下記のとおりである。

委託業務名	業務場所	業　務　期　間	入札参加要件および業務概要
業務委託　病総第１号 市立秋田総合病院検査排水管理業務委託	秋田市川元松丘町４番30号 市立秋田総合病院内	平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	業務概要　検査科の検査業務に伴なって排出される、検査排水の処理および検査排水貯留槽の点検管理業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市に浄化槽保守点検業者の登録がされていること。 4　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。
業務委託　病総第２号 市立秋田総合病院衛生管理業務委託			業務概要　市水および井水の各設備（受水槽・高置水槽）の保守点検と水質検査、衛生害虫駆除業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市の平成19年度庁舎清掃業者登録名簿の登録業種　７建築物ねずみ昆虫等防除業および　８建築物環境衛生総合（一般）管理業に登録されていること。
業務委託　病総第３号 市立秋田総合病院井水ろ過装置設備保守点検業務委託			業務概要　院内雑用水として利用している井水のろ過装置設備保守点検業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市建設業者等級格付名簿の管工事Ａ級またはＢ級に格付けされていること。
業務委託　病総第４号 市立秋田総合病院厨房排水除害設備保守点検業務委託			業務概要　栄養室および食堂の排水前処理設備の保守点検業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　産業廃棄物の収集運搬業許可を秋田県ならびに秋田市から受けていること。 4　秋田市の庁舎清掃業者登録名簿の登録業種　６建築物排水管清掃業又は　８建築物環境衛生総合（一般）管理業に登録されていること。

業務委託　病総第５号 市立秋田総合病院消防設備保守点検業務委託			業務概要　各消防設備の保守点検業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　消防設備士の資格者を２名以上有すること。 4　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。（元請けに限る。）
業務委託　病総第６号 市立秋田総合病院汚水槽等水中ポンプ保守点検業務委託			業務概要　各排水槽関係のポンプ類および各槽の保守点検業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市建設業者等級格付名簿の機械器具設置工事Ａ級および管工事Ａ級に格付けされていること。 4　酸素欠乏危険作業に従事することのできる資格者を有すること。 5　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。
業務委託　病総第８号 市立秋田総合病院空調設備保守点検業務委託			業務概要 ・空調機器、冷凍機、ファンコイルユニット、熱交換機、中央監視装置その他、空調関連機器の保守点検、シーズン切り替え作業実施 ・手術室、分娩室、BCR室の風量、清浄度測定 ・手術室、８Ｆ感染病特別室、ICU室、RF機械室の HEPA フィルター等交換 ・間接蒸気式加湿器の保守点検 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市に管工事業の登録をしていること。又は秋田市建設業者等級格付名簿の管工事Ａ級に格付けされていること。 4　ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していること。 5　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること（元請けに限る。）。
業務委託　病総第12号 市立秋田総合病院受変電設備保守点検業務委託			業務概要　受変電設備について、各種試験点検等の業務 受電設備（高圧・低圧）融雪設備（高圧・低圧・融雪ユニット） 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市建設業者等級格付名簿の電気工事Ａ級に格付けされていること。 4　第三種電気主任技術者の資格を有すること。 5　自家用発電設備専門技術者の資格を有すること。 6　蓄電池設備整備資格者の資格を有すること。 7　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。

業務委託　病総第14号 市立秋田総合病院 RI 処理設備保守点検業務委託			業務概要　放射線科 RI 設備の排水処理設備、排風設備用フィルターの維持管理業務およびリニアック漏洩線量測定業務 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　放射線管理業務、放射線測定機器取り扱い点検および校正等を行うメーカー又はその代理店であること。
業務委託　病総第21号 市立秋田総合病院清掃業務委託			業務概要　日常・定期作業（一般清掃および一般廃棄物・産業廃棄物収集） 特別作業（外窓・ブラインド・網戸・スチールパネル清掃・感染性廃棄物処理補助業務・特別管理産業廃棄物収集） 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市の庁舎清掃業者登録名簿の登録業種　８建築物環境衛生総合（一般）管理業に登録されていること。 4　秋田市の一般廃棄物収集運搬許可を得ていること。 5　秋田県の産業廃棄物収集運搬許可の内、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑の許可を得ていること。 6　過去２年以内に、秋田市との契約において違反行為が認められた者は参加することができない。 7　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務における清掃員Ａを受託責任者として配置できること。 8　㈳全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習の修了者を配置できること。 9　医療法施行規則第９条の１５に定める基準に適合すること。 10　業務受託後、配属される清掃従事者（最低26名）は、すべて雇用契約を結ぶことができること。 11　ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していること。 12　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること（元請けに限る。）。
業務委託　病総第22号 市立秋田総合病院廃棄物運搬処理業務委託（一般廃棄物・産業廃棄物）			業務概要　一般廃棄物収集運搬業務（処分料含む。） 産業廃棄物収集運搬業務（処分料除く。） 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。 3　秋田市の一般廃棄物収集運搬許可を得、車両台数が複数台以上であること。 4　秋田県の産業廃棄物収集運搬許可の内、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑の許可を得ていること。 5　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。
業務委託　病総第23号 市立秋田総合病院廃棄物運搬業務委託（特別管理産業廃棄物）			業務概要　院内で発生した感染性の特別管理産業廃棄物（注射針、メス等）の運搬委託 参加要件 1　市立秋田総合病院公募型指名競争入札にかかる共通事項（別紙３）によること。 2　秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。

			3　秋田市の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の内、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑の許可を得ていること。 4　秋田県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の内、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑の許可を得ていること。 5　過去５年以内に病床数400床以上の病院業務の契約実績があること。

⑵　上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア　市立秋田総合病院公募型指名競争入札に係る共通事項（別紙３）を全て満たす者であること。

別紙３

１　基本的な入札参加要件

次の事項に該当するときは、参加することができません。

⑴　契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者。

⑵　申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的にまたは常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者。

⑶　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者。

⑷　本市の指名停止期間中である者。

２　入札参加申し込みに関する事項

公募型指名競争入札参加申込書および下記書類等を提出すること。

⑴　営業経歴書

⑵　登記簿謄本の写し　※申請日前３カ月以内のもの

⑶　財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直前決算時のもの

納税証明書※滞納のある場合は受理できません。

（領収書の写し、口座振替済通知書の写しは不可とします。）

ア　法人市民税（直近の事業年度のもの）

※課税されていない場合は「法人設立・事業所設置届出書」の写しを提出してください。

イ　事業所税（直近の事業年度のもの）

※課税されていない場合は必要ありません。

ウ　固定資産税（平成19年度（申請時納期到来分までのもの）および平成18年度）

※課税されていない場合はその証明書を提出してください。

エ　消費税および地方消費税（その３・未納税額のない証明用、申請時納期到来分までのもの）

※課税されていない場合はその証明書を提出してください。

オ　健康保険料および厚生年金保険料納付書の写し（申請時直近のもの）

２　入札に関する事項

入札の日時　平成20年２月22日㈮　時間（別紙４）

別紙４

種別	委託番号	委　託　名	時　間
業務委託	病総第１号	市立秋田総合病院 検査排水管理業務委託	13：10
業務委託	病総第２号	市立秋田総合病院 衛生管理業務委託	13：30
業務委託	病総第３号	市立秋田総合病院 井水ろ過装置設備保守点検業務委託	13：50
業務委託	病総第４号	市立秋田総合病院 厨房排水除害設備保守点検業務委託	14：10
業務委託	病総第５号	市立秋田総合病院 消防設備保守点検業務委託	14：30
業務委託	病総第６号	市立秋田総合病院 汚水槽等水中ポンプ保守点検業務委託	14：50
業務委託	病総第８号	市立秋田総合病院 空調設備保守点検業務委託	15：10
業務委託	病総第12号	市立秋田総合病院 受変電設備保守点検業務委託	15：30
業務委託	病総第14号	市立秋田総合病院 RI 処理設備保守点検業務委託	15：50
業務委託	病総第21号	市立秋田総合病院 清掃業務委託	16：10
業務委託	病総第22号	市立秋田総合病院廃棄物運搬処理業務委託（一般廃棄物・産業廃棄物）	16：40
業務委託	病総第23号	市立秋田総合病院廃棄物運搬業務委託（特別管理産業廃棄物）	17：10

入札の場所　秋田市川元松丘町４番30号
市立秋田総合病院　２階　講堂

入札保証金　免除

契　約　日　落札日から平成20年２月29日㈮まで

注意事項　⑴　秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加すること。

⑵　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

⑶　開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。

⑷　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

⑸　業務委託 病総 第21号の清掃業務委託については予定価格の10分の５から10分の８の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以

上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。また、開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

3　入札参加申し込みに関する事項

⑴　本入札に参加を希望する者は、平成20年２月13日㈬までに、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申込書（様式１（省略））

イ　入札参加要件（別紙２）に該当する営業に関する法令等に基づく資格の写し並びに技術者名簿。また入札参加要件（別紙３の２）に伴う書類を添付のこと。

⑵　申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月30日㈬から平成20年２月13日㈬までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から正午まで、および午後１時から午後４時まで（時間厳守）

イ　受付場所　市立秋田総合病院事務局総務課施設担当（１階）

ウ　申請用紙　市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm

4　指名に関する事項

⑴　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知するものとする。

⑵　提出された申込書の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

⑶　指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成20年２月18日㈪までに通知する。

5　設計図書等の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は、平成20年１月30日㈬から平成20年２月13日㈬までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午後１時から午後４時までとする。

⑵　閲覧場所：市立秋田総合病院事務局総務課施設担当（１階）

6　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書等は、返却しない。

⑶　秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。

⑷　契約書は、印紙税が課税される。

⑸　初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑹　この入札は、取りやめること、又は延期することがある。

⑺　設計書および仕様書に関する質疑は、文書にて提出するものとする。

⑻　申込書等の提出に関する問い合わせ先

市立秋田総合病院事務局総務課施設担当

電話　018－823－4171（内線 2111）

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年１月31日

秋田市長　佐　竹　敬　久

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する業務は下表のとおりである。

業　務　名	内　容	予定価格（税抜）※最低落札額	入札参加要件
秋田市ホームページ広告掲載業務	平成20年４月１日から平成21年３月31日までの期間における、秋田市ホームページに掲載する広告の募集と原稿作成 ※広告掲載者（広告主）からの広告料は落札者の収入になります。	2,250,477円	①秋田市ホームページに掲載する広告の募集および掲載原稿の作成が可能であること ②過去２年の間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること ③秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること ④消費税、法人市民税、固定資産税に滞納がないこと ⑤地方自治法施行令第167条の４第１項および第２項各号の規定による制限を受ける者でないこと ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと

2　業務の仕様書の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間

平成20年１月31日㈭から平成20年２月７日㈭までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧の場所

ア　秋田市山王一丁目１番１号

秋田市企画調整部情報政策課（秋田市役所消防庁舎５階）

イ　仕様書等は、秋田市ホームページにも掲載する。

3　入札参加申し込みに関する事項

⑴　本入札に参加を希望する者は、平成20年２月７日㈭までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申込書

イ　契約経歴書

ウ　法人登記簿謄本（個人営業の方は住民票）申請日前の３か月以内のもの。写し可

エ　納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）

・法人市民税　直近の事業年度のもの（個人営業の方は平成19年度個人市民税）

・固定資産税　平成19年度第１期～第３期分

・消費税　消費税および地方消費税（未納税額のない証明用、申請時納期未到来分までのもの。課税されていない場合はその証明書）

⑵　申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月31日㈭から平成20年２月７日㈭までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市山王一丁目１番１号
秋田市企画調整部情報政策課
（秋田市役所消防庁舎５階）

ウ　申請用紙　秋田市企画調整部情報政策課または秋田市ホームページから入手のこと

4　入札に関する事項

⑴　入札の日時　平成20年２月20日㈬ 午前10時

⑵　入札の場所　秋田市山王一丁目２番35号
秋田市職員互助会会議室
（秋田市役所山王別館２階）

⑶　入札保証金　免除

⑷　契　約　日　平成20年２月21日㈭（予定）

⑸　注 意 事 項

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

5　指名に関する事項

⑴　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を送付する。

⑵　提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知の送付により、その旨を連絡する。

⑶　指名通知および選定結果通知の送付については、平成20年２月12日㈫午後に行う。

6　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書等は、返却しない。

⑶　申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部情報政策課情報化担当
電話　018－866－2013

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成７年秋田市条例第48号）第２条第１項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第４条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年１月31日

秋田市長　佐　竹　敬　久

Ⅰ　平成18年度決算の状況

1　歳入・歳出の決算状況

⑴　一般会計

①　決算収支の状況　（単位：千円）

区　分	平成18年度(A)	平成17年度(B)	比較増減(A)－(B)
歳入総額	113,300,040	121,010,457	△7,710,417
歳出総額	111,718,467	119,374,421	△7,655,954
歳入歳出差引	1,581,573	1,636,036	△54,463
実質収支	1,373,938	1,367,090	6,848
単年度収支	6,848	9,671	△2,823
実質単年度収支	595,588	△604,150	1,199,738

② 決算収支の推移

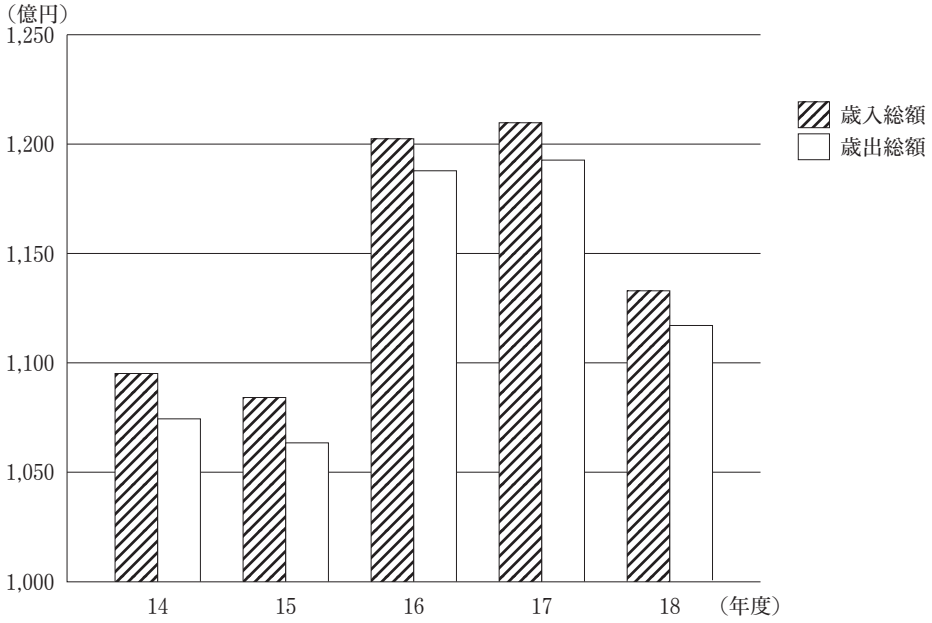

③ 歳入の決算状況

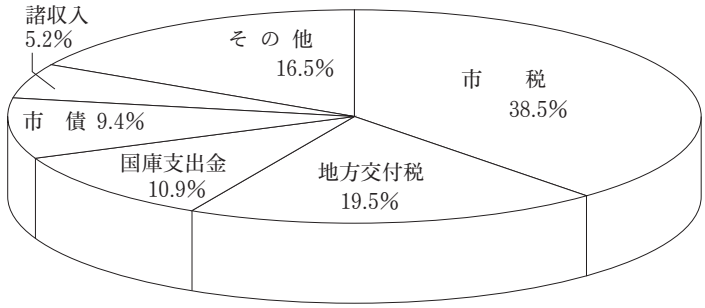

（単位：千円、％）

区分	平成18年度		平成17年度		比較増減	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)－(B)	
市税	43,630,226	38.5	43,105,455	35.6	524,771	1.2
地方譲与税	3,473,069	3.1	2,409,885	2.0	1,063,184	44.1
利子割交付金	131,860	0.1	182,116	0.2	△50,256	△27.6
配当割交付金	83,719	0.1	42,213	0.0	41,506	98.3
株式等譲渡所得割交付金	49,647	0.0	55,627	0.0	△5,980	△10.8
地方消費税交付金	3,368,702	3.0	3,249,880	2.7	118,822	3.7
ゴルフ場利用税交付金	86,917	0.1	86,074	0.1	843	1.0
自動車取得税交付金	358,947	0.3	347,005	0.3	11,942	3.4
国有提供施設等所在市助成交付金	9,450	0.0	10,461	0.0	△1,011	△9.7
地方特例交付金	1,155,894	1.0	1,428,449	1.2	△272,555	△19.1
地方交付税	22,052,366	19.5	24,207,237	20.0	△2,154,871	△8.9
交通安全対策特別交付金	100,885	0.1	96,860	0.1	4,025	4.2
分担金及び負担金	1,015,345	0.9	925,341	0.8	90,004	9.7
使用料及び手数料	2,170,555	1.9	2,305,876	1.9	△135,321	△5.9
国庫支出金	12,362,788	10.9	14,117,439	11.7	△1,754,651	△12.4
県支出金	4,265,487	3.8	3,766,983	3.1	498,504	13.2
財産収入	517,016	0.5	1,007,338	0.8	△490,322	△48.7
寄附金	17,915	0.0	4,384	0.0	13,531	308.6
繰入金	213,948	0.2	1,573,100	1.3	△1,359,152	△86.4

繰越金	1,636,036	1.4	1,436,524	1.2	199,512	13.9
諸収入	5,920,168	5.2	5,951,110	4.9	△30,942	△0.5
市債	10,679,100	9.4	14,701,100	12.1	△4,022,000	△27.4
合計	113,300,040	100.0	121,010,457	100.0	△7,710,417	△6.4

④　歳出目的別の決算状況

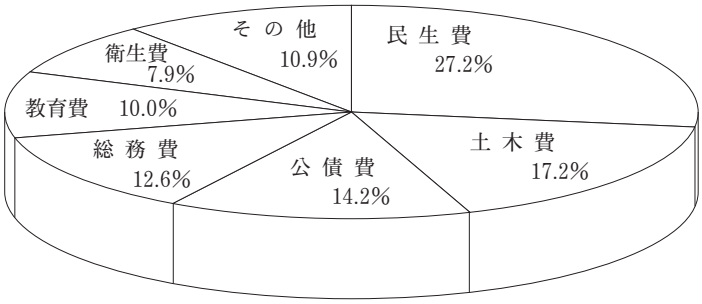

（単位：千円、％）

区分	平成18年度 決算額(A)	構成比	平成17年度 決算額(B)	構成比	比較増減 (A)－(B)	増減率
議会費	742,530	0.7	740,926	0.6	1,604	0.2
総務費	14,047,386	12.6	18,393,840	15.4	△4,346,454	△23.6
民生費	30,417,601	27.2	30,206,017	25.3	211,584	0.7
衛生費	8,861,621	7.9	9,109,090	7.6	△247,469	△2.7
労働費	409,059	0.4	490,370	0.4	△81,311	△16.6
農林水産業費	1,889,728	1.7	1,930,192	1.6	△40,464	△2.1
商工費	5,797,828	5.2	6,069,847	5.1	△272,019	△4.5
土木費	19,192,189	17.2	20,526,099	17.2	△1,333,910	△6.5
消防費	3,266,018	2.9	3,537,339	3.0	△271,321	△7.7
教育費	11,198,910	10.0	11,295,974	9.5	△97,064	△0.9
災害復旧費	20,786	0.0	24,575	0.0	△3,789	△15.4
公債費	15,824,302	14.2	15,793,258	13.2	31,044	0.2
諸支出金	50,509	0.0	1,256,894	1.1	△1,206,385	△96.0
予備費	－	－	－	－	－	－
合計	111,718,467	100.0	119,374,421	100.0	△7,655,954	△6.4

⑤　歳出性質別の決算状況

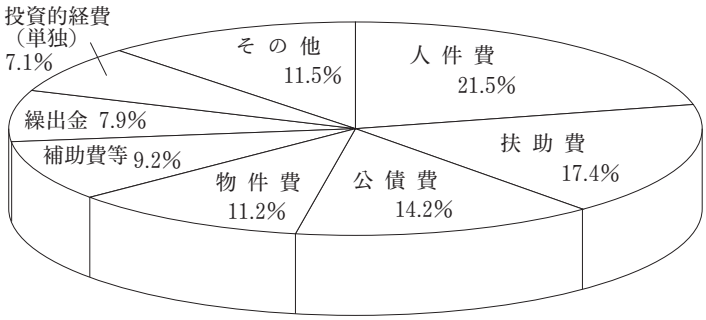

（単位：千円、％）

区分	平成18年度 決算額(A)	構成比	平成17年度 決算額(B)	構成比	比較増減 (A)－(B)	増減率
人件費	24,002,846	21.5	23,967,795	20.1	35,051	0.1
物件費	12,542,411	11.2	16,332,530	13.7	△3,790,119	△23.2
維持補修費	1,022,478	0.9	886,133	0.8	136,345	15.4

扶助費	19,406,337	17.4	19,416,313	16.3	△9,976	△0.1
補助費等	10,255,437	9.2	12,703,842	10.6	△2,448,405	△19.3
消費的経費計	67,229,509	60.2	73,306,613	61.5	△6,077,104	△8.3
補助事業	3,254,241	2.9	3,442,427	2.9	△188,186	△5.5
単独事業	7,897,290	7.1	5,343,960	4.5	2,553,330	47.8
県営事業負担金	830,769	0.7	1,361,155	1.1	△530,386	△39.0
受託事業費	－	－	－	－	－	－
災害復旧事業	23,597	0.0	25,394	0.0	△1,797	△7.1
投資的経費計	12,005,897	10.7	10,172,936	8.5	1,832,961	18.0
公債費	15,824,302	14.2	15,793,258	13.2	31,044	0.2
積立金	1,442,727	1.3	5,589,227	4.7	△4,146,500	△74.2
投資及び出資金	1,548,019	1.4	1,326,481	1.1	221,538	16.7
貸付金	4,783,740	4.3	4,903,974	4.1	△120,234	△2.5
繰出金	8,884,273	7.9	8,281,932	6.9	602,341	7.3
予備費	－	－	－	－	－	－
合計	111,718,467	100.0	119,374,421	100.0	△7,655,954	△6.4

⑵　特別会計　（単位：千円）

会計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出差引額 (C)＝(A)－(B)	翌年度へ繰越財源 (D)	実質収支額 (E)＝(C)－(D)	前年度実質収支 (F)	単年度収支 (E)－(F)
土地区画整理会計	1,880,061	1,710,291	169,770	25,371	144,399	185,474	△41,075
市有林会計	166,733	161,212	5,521	－	5,521	5,924	△403
市営墓地会計	73,761	57,722	16,039	－	16,039	14,006	2,033
中央卸売市場会計	663,269	641,881	21,388	－	21,388	18,012	3,376
農業集落排水会計	1,319,014	1,292,506	26,508	－	26,508	43,655	△17,147
大森山動物園会計	372,096	368,199	3,897	－	3,897	4,804	△907
廃棄物発電会計	169,559	161,233	8,326	－	8,326	5,702	2,624
国民健康保険事業会計	28,235,880	27,963,301	272,579	－	272,579	164,887	107,692
老人保健医療事業会計	31,374,372	30,974,411	399,961	－	399,961	135,238	264,723
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	132,107	48,683	83,424	－	83,424	60,923	22,501
介護保険事業会計	17,078,703	16,792,941	285,762	－	285,762	235,926	49,836
合計	81,465,555	80,172,380	1,293,175	25,371	1,267,804	874,551	393,253

2　住民負担の状況

平成18年度決算における住民負担の状況　（単位：円、％）

区分	平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較増減 (A)－(B)
	一人当たり負担額	構成比	一人当たり負担額	構成比	
市税	132,726	93.2	130,388	93.0	2,338
市民税	56,243	39.5	52,150	37.2	4,093
個人	38,904	27.3	35,898	25.6	3,006
法人	17,339	12.2	16,252	11.6	1,087
固定資産税	64,470	45.2	66,588	47.5	△2,118
固定資産税	63,577	44.6	65,700	46.9	△2,123
国有資産等所在市交付金	893	0.6	888	0.6	5
軽自動車税	1,251	0.9	1,207	0.9	44
市たばこ税	6,628	4.7	6,430	4.6	198
鉱産税	25	0.0	21	0.0	4
特別土地保有税	0	0.0	0	0.0	0
入湯税	94	0.1	58	0.0	36
事業所税	4,015	2.8	3,934	2.8	81
分担金及び負担金	3,089	2.2	2,799	2.0	290
使用料及び手数料	6,603	4.6	6,975	5.0	△372
合計	142,418	100.0	140,162	100.0	2,256

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。
（平成19年３月31日現在　328,723人、平成18年３月31日現在　330,593人）

3　財産の状況

土地及び建物　（単位：㎡）

区分	土地			建物		
	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高
行政財産	10,495,835.91	30,182.74	10,526,018.65	1,049,824.15	14,258.93	1,064,083.08
普通財産	32,067,052.69	14,304.18	32,081,356.87	3,650.48	3,027.19	6,677.67
合計	42,562,888.60	44,486.92	42,607,375.52	1,053,474.63	17,286.12	1,070,760.75

山林

土地の権利区分	面積（㎡）			立木の推定蓄積量（㎥）		
	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高
所有	20,346,987.68	△450.61	20,346,537.07	411,007.00	15,200.00	426,207.00
分収	7,021,050.00	－	7,021,050.00	25,356.00	1,013.00	26,369.00
合計	27,368,037.68	△450.61	27,367,587.07	436,363.00	16,213.00	452,576.00

物権　（単位：㎡）

区分	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高
地上権	79,975.28	－	79,975.28

有価証券　（単位：千円）

区分	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高
株券	821,610	253,500	1,075,110

出資による権利　（単位：千円）

区分	17年度末現在高	18年度中増減高	18年度末現在高
出資証券	47,773	40	47,813
出捐金証書	1,794,497	－	1,794,497

4　地方債現在高の状況

（単位：千円）

会計	16年度末現在高	17年度末現在高	18年度中増減額		18年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一般会計	152,620,548	154,764,099	10,679,100	12,677,626	152,765,573
市有林会計	1,724,572	1,714,873	18,000	36,196	1,696,677
中央卸売市場会計	1,871,915	1,762,106		120,535	1,641,571
農業集落排水会計	5,911,725	5,858,862	378,900	202,515	6,035,247
大森山動物園会計	590,220	495,120		57,426	437,694
廃棄物発電会計	666,903	610,838		56,964	553,874
国民健康保険事業会計		250,000			250,000
介護保険事業会計	29,457	22,093		7,364	14,729
合計	163,415,340	165,477,991	11,076,000	13,158,626	163,395,365

5　公営企業の決算状況

平成18年度秋田市病院事業決算報告書

(1)　収益的収入及び支出

収　入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合計			
	円	円	円	円	円	円	
第１款　病院事業収益	9,042,180,000	249,718,000	－	9,291,898,000	9,155,434,987	△136,463,013	
第１項　医業収益	8,093,920,000	51,528,000	－	8,145,448,000	7,999,093,335	△146,354,665	（うち、消費税及び地方消費税相当分 8,987,256円）

第２項　医業外収益	948,259,000	197,191,000	－	1,145,450,000	1,155,436,335	9,986,335	（うち、消費税及び地方消費税相当分 2,527,778円）
第３項　特別利益	1,000	999,000	－	1,000,000	905,317	△94,683	

支　出

区　分	予算額								決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	合計				
第１款　病院事業費用	9,164,296,000円	170,546,000円	－円	－円	－円	9,334,842,000円	－円	9,334,842,000円	9,264,402,654円	－円	70,439,346円	
第１項　医業費用	8,765,076,000	161,607,000	－	－	－	8,926,683,000	－	8,926,683,000	8,865,806,129	－	60,876,871	（うち、消費税及び地方消費税相当分 104,913,850円）
第２項　医業外費用	370,120,000	4,939,000	－	－	－	375,059,000	－	375,059,000	370,283,592	－	4,775,408	
第３項　特別損失	27,100,000	4,000,000	－	－	－	31,100,000	－	31,100,000	28,312,933	－	2,787,067	
第４項　予備費	2,000,000	－	－	－	－	2,000,000	－	2,000,000	－	－	2,000,000	

(2)　資本的収入及び支出

収　入

区　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計			
第１款　資本的収入	850,210,000円	△22,073,000円	828,137,000円	－円	－円	828,137,000円	828,136,338円	△662円	
第１項　企業債	575,900,000	△22,500,000	553,400,000	－	－	553,400,000	553,400,000	0	
第２項　出資金	274,310,000	－	274,310,000	－	－	274,310,000	274,310,000	0	
第３項　固定資産売却代金	－	427,000	427,000	－	－	427,000	426,338	△662	

支　出

区　分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
第１款　資本的支出	1,199,762,000円	△3,740,000円	－円	1,196,022,000円	－円	－円	1,196,022,000円	1,190,552,549円	－円	－円	－円	5,469,451円	
第１項　建設改良費	611,157,000	△3,740,000	－	607,417,000	－	－	607,417,000	601,947,947	－	－	－	5,469,053	（うち、消費税及び地方消費税相当分 28,659,186円）
第２項　企業債償還金	588,605,000	－	－	588,605,000	－	－	588,605,000	588,604,602	－	－	－	398	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額362,416,211円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額831,114円及び過年度分損益勘定留保資金361,585,097円で補てんした。

平成18年度秋田市病院事業報告書

1　概　　況

(1)　総括事項

(イ)　診療科目

循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、血液・腎臓内科、神経内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、計20科目。

(ロ)　病床数

一般病床376床、結核病床32床、精神病床60床、計468床。

(ハ)　患者の利用状況

入院延患者数は143,200人（１日平均392人）、外来延患者数は303,526人（１日平均1,239人）となり、前年度に比較して入院で0.4％減少、外来では8.7％減少し、全体で6.2％の減少となりました。

(ニ)　財政状況

本年度は、４月実施の診療報酬改定が大幅なマイナス改定となり、厳しい状況が続く中、老朽化していた総合医療情報システムの更新を行い、処理能力向上による待ち時間短縮を図るとともに、７対１新看護体制の確立による安全対策の強化や電話予約センターによる外来診療予約の開始など、患者サービスの向上に努めました。

収入については、受診抑制傾向が続く中、病診連携の強化による病床利用率向上や看護体制の充実に努め、入院収益では前年度比3.4％増加したものの、外来収益が前年度比4.9％減少したことなどにより総収入は前年度比2.2％の増加となっております。

一方支出は、経費の節減に努めたものの、薬品費や人件費の増加等により全体で前年度比0.5％の増加となり、損益では111,951千円の純損失を生じております。

その結果、累積欠損金は3,265,248千円となっております。

今後は、地域の中核病院として引き続き病診連携の強化に努めるとともに、リニアックや血管Ｘ線撮影装置（アンギオ）など高度医療機器の有効活用と業務の見直しを進め、安全で良質な医療の提供と経営の健全化に努めてまいります。

(2)　議会議決事項

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日
		平成年月日	平成年月日
第117号	平成17年度秋田市病院事業会計決算認定の件	18．９．11	18．９．29
第121号	秋田市手数料条例の一部を改正する件	18．９．11	18．９．29
第122号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	18．９．11	18．９．29
第125号	秋田市行政の基本構想を変更する件	18．12．５	18．12．22
第126号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	18．12．５	18．12．22
第150号	平成18年度秋田市病院事業会計補正予算（第１号）の件	18．12．５	18．12．22
第13号	平成19年度秋田市病院事業会計予算の件	19．２．23	19．３．19
第27号	平成18年度秋田市病院事業会計補正予算（第２号）の件	19．２．23	19．３．８
第34号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	19．２．23	19．３．19
第43号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	19．２．23	19．３．19

(3)　行政官庁認可事項

申請年月日	申　請　先	件　　名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
18．９．29	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　18．10．24

(4)　職員に関する事項

事務吏員	技術吏員	その他職員	計
27人	434人	２人	463人

(5)　料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

平成18年３月６日厚生労働省告示第92号他により、平成18年４月１日から診療報酬が改定された。

2　工　　事

(1)　建設工事の概況

(イ)　建設工事

該当事項なし

(ロ)　主たる医療器械購入

眼科用レーザーシステム、安全キャビネット、医用サーモグラフィー、電子内視鏡システム、乳癌診断システム、生体情報モニター、超音波診断装置、透析用コンソール

(2)　改良工事の概況

該当事項なし

(3)　保存工事の概況

該当事項なし

3　業　　務

(1) 業務量

入院患者取扱延数　143,200人（１日平均　392人）

外来患者取扱延数　303,526人（１日平均　1,239人）

(2) 事業収入に関する事項

科目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
医業収益	7,990,106,079	6,571,942,181	1,418,163,898	82.3
	(7,999,093,335)	(6,580,423,703)	(1,418,669,632)	(82.3)
医業外収益	1,152,908,654	1,139,914,123	12,994,531	98.9
	(1,155,436,335)	(1,142441,228)	(12,995,107)	(98.9)
特別利益	905,317	905,317	0	100.0
	(905,317)	(905,317)	(0)	(100.0)
合計	9,143,920,050	7,712,761,621	1,431,158,429	84.3
	(9,155,434,987)	(7,723,770,248)	(1,431,664,739)	(84.3)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科目	決算額
	円
医業費用	8,760,892,279
	(8,865,806,129)
医業外費用	466,665,545
	(370,283,592)
特別損失	28,312,933
	(28,312,933)
合計	9,255,870,757
	(9,264,402,654)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4　会　計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件名	契約金額	契約者
平成年月日 18. 5. 18	安全キャビネット	円 4,869,900	株式会社秋田医科器械店 代表取締役　佐藤　通俊
18. 5. 23	市立秋田総合病院オーダリングシステム更新付帯工事	18,690,000	有限会社同和電業 代表取締役　桜田喜代治
18. 6. 6	総合医療情報システム更新（オーダリングシステム・検査システム）	437,850,000	株式会社トミスシステムズ 代表取締役　西村紀一郎
18. 6. 14	電子内視鏡システム	5,838,000	株式会社南部医理科 秋田営業所所長　小林　義哉
18. 6. 23	眼科用レーザーシステム	9,975,000	有限会社オフトメディカル 代表取締役　畑澤多美夫
18. 7. 11	超音波診断装置	13,188,000	東芝メディカルシステムズ株式会社 秋田支店支店長　両角　徹
18. 7. 12	透析用コンソール	4,189,500	株式会社ジェイ・エム・エス 秋田営業所所長　佐浦　正幸
18. 8. 29	乳癌診断システム	5,670,000	株式会社秋田医科器械店 代表取締役　佐藤　通俊
18. 8. 31	生体情報モニター	4,032,000	フクダ電子北東北販売株式会社 代表取締役　小笠原信義
18. 11. 6	総合医療情報システム更新（調剤支援システム）	59,640,000	株式会社中央科学 代表取締役　加藤　透
18. 12. 27	市立秋田総合病院オーダリングシステム更新付帯工事（その２）	4,253,550	日本電機興業株式会社 代表取締役　進藤　正己

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額　5,840,144,809円

(ロ) 一時借入金現在高　0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5　附帯事項

該当事項なし

平成18年度秋田市水道事業決算報告書

(1)　収益的収入及び支出

収　入

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	予算額 合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	円	円	円	円	円	円	
第１款　上水道事業収益	7,567,000,000	△105,934,000	－	7,461,066,000	7,465,038,275	3,972,275	
第１項　営業収益	7,466,891,000	△102,484,000	－	7,364,407,000	7,357,897,079	△6,509,921	翌年度繰越額　136,700円 （うち、消費税及び地方消費税相当分 340,430,041円）
第２項　営業外収益	100,099,000	△8,577,000	－	91,522,000	101,034,517	9,512,517	（〃 95,548円）
第３項　特別利益	10,000	5,127,000	－	5,137,000	6,106,679	969,679	（〃 16,344円）
第２款　簡易水道事業収益	337,324,000	△11,646,000	－	325,678,000	337,910,206	12,232,206	
第１項　営業収益	258,199,000	△11,646,000	－	246,553,000	258,785,206	12,232,206	（うち、消費税及び地方消費税相当分 10,933,206円）
第２項　営業外収益	79,125,000	－	－	79,125,000	79,125,000	0	
合　計	7,904,324,000	△117,580,000	－	7,786,744,000	7,802,948,481	16,204,481	

支　出

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 予備費支出額	予算額 流用増減額	予算額 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	予算額 合計	決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第１款　上水道事業費用	7,244,437,000	△215,461,000	0	－	－	7,028,976,000	172,038,480	7,201,014,480	7,191,076,380	2,350,000	7,588,100	
第１項　営業費用	5,956,206,000	△205,640,000	－	－	－	5,750,566,000	172,038,480	5,922,604,480	5,916,769,555	2,350,000	3,484,925	（うち、消費税及び地方消費税相当分 99,060,646円）
第２項　営業外費用	1,237,861,000	△9,821,000	1,120,000	－	－	1,229,160,000	－	1,229,160,000	1,229,159,012	－	988	
第３項　特別損失	48,570,000	－	－	－	－	48,570,000	－	48,570,000	45,147,813	－	3,422,187	（うち、消費税及び地方消費税相当分 2,128,755円）
第４項　予備費	1,800,000	－	△1,120,000	－	－	680,000	－	680,000	－	－	680,000	
第２款　簡易水道事業費用	420,471,000	△1,194,000	－	－	－	419,277,000	－	419,277,000	418,429,610	－	847,390	
第１項　営業費用	301,299,000	△219,000	－	－	－	301,080,000	－	301,080,000	300,811,733	－	268,267	（うち、消費税及び地方消費税相当分 5,278,043円）
第２項　営業外費用	118,292,000	△975,000	－	－	－	117,317,000	－	117,317,000	117,315,757	－	1,243	
第３項　特別損失	880,000	－	－	－	－	880,000	－	880,000	302,120	－	577,880	（うち、消費税及び地方消費税相当分 14,185円）
合　計	7,664,908,000	△216,655,000	－	－	－	7,448,253,000	172,038,480	7,620,291,480	7,609,505,990	2,350,000	8,435,490	

(2)　資本的収入及び支出

収　入

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第１款　上水道資本的収入	1,511,810,000	89,235,000	1,601,045,000	830,163,000	－	2,431,208,000	2,410,164,120	△21,043,880	
第１項　企業債	932,300,000	－	932,300,000	655,900,000	－	1,588,200,000	1,582,100,000	△6,100,000	翌年度繰越額 6,100,000円
第２項　出資金	106,660,000	－	106,660,000	－	－	106,660,000	106,660,000	0	
第３項　補助金	132,042,000	△8,417,000	123,625,000	157,263,000	－	280,888,000	280,888,000	0	
第４項　固定資産売却代金	10,000	22,000	32,000	－	－	32,000	161,520	129,520	（うち、消費税及び地方消費税相当分 5,000円）
第５項　負担金及び寄附金	340,798,000	97,630,000	438,428,000	17,000,000	－	455,428,000	440,354,600	△15,073,400	翌年度繰越額 11,648,800円（うち、消費税及び地方消費税相当分 16,146,000円）
第２款　簡易水道資本的収入	386,610,000	17,746,000	404,356,000	301,717,000	－	706,073,000	706,073,676	676	
第１項　企業債	179,000,000	16,700,000	195,700,000	183,100,000	－	378,800,000	378,800,000	0	
第２項　出資金	91,068,000	－	91,068,000	－	－	91,068,000	91,068,000	0	
第３項　補助金	109,793,000	△2,278,000	107,515,000	116,617,000	－	224,132,000	224,132,000	0	
第４項　負担金及び寄附金	6,749,000	3,324,000	10,073,000	2,000,000	－	12,073,000	12,073,676	676	（うち、消費税及び地方消費税相当分 250,500円）
合　計	1,898,420,000	106,981,000	2,005,401,000	1,131,880,000	－	3,137,281,000	3,116,237,796	△21,043,204	

支　出

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第１款　上水道資本的支出	4,033,632,000	△205,450,000	－	3,828,182,000	1,059,413,870	－	4,887,595,870	4,788,846,353	48,650,000	－	48,650,000	50,099,517	
第１項　建設改良費	1,946,714,000	△205,450,000	－	1,741,264,000	1,059,413,870	－	2,800,677,870	2,701,928,743	48,650,000	－	48,650,000	50,099,127	（うち、消費税及び地方消費税相当分 120,051,492円）
第２項　企業債償還金	2,086,918,000	－	－	2,086,918,000	－	－	2,086,918,000	2,086,917,610	－	－	－	390	
第２款　簡易水道資本的支出	491,860,000	△2,009,000	－	489,851,000	313,787,100	－	803,638,100	803,033,611	－	－	－	604,489	
第１項　建設改良費	310,076,000	△2,009,000	－	308,067,000	313,787,100	－	621,854,100	621,250,499	－	－	－	603,601	（うち、消費税及び地方消費税相当分 29,583,355円）
第２項　企業債償還金	181,784,000	－	－	181,784,000	－	－	181,784,000	181,783,112	－	－	－	888	
合　計	4,525,492,000	△207,459,000	－	4,318,033,000	1,373,200,970	－	5,691,233,970	5,591,879,964	48,650,000	－	48,650,000	50,704,006	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,475,642,168円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103,098,534円、減債積立金379,139,911円、過年度分損益勘定留保資金981,849,130円及び当年度分損益勘定留保資金1,011,554,593円で補てんした。

平成18年度秋田市水道事業報告書

1　概　　況

(1)　総括事項

(イ)　給水状況

年度末における給水世帯数は130,692世帯、給水人口は326,260人で前年度と比較し、それぞれ595世帯増加し、1,527人減少しております。また、普及率は前年度比0.1ポイント増の99.1％、年間総配水量は41,023,250㎥、一日最大配水量は135,888㎥（18年８月17日）、施設能力に対する最大稼働率は66.6％となっております。

年間有収水量は36,382,782㎥、有収率は88.7％となり前年度と比較し0.5ポイント低下しております。

(ロ)　工事状況

配水管整備事業は、老朽管更新事業の国庫補助金を最大限に活用しながら、1,987,803千円の事業費をもって、泉東町地内ほかに総延長44,492.6ｍの配水管布設、布設替工事を施工しております。

新都市水道整備事業については、44,922千円の事業費をもって、秋田新都市開発整備区域内に総延長1,615.1ｍの配水管布設工事を施工しております。

また、施設改良事業として、611,018千円の事業費をもって、緊急時の相互連絡管となる泉八橋線の布設工事を施工したほか、仁井田浄水場の施設整備などを実施しております。

(ハ)　財政状況

収入面では、経営の根幹をなす給水収益が、天候の影響などにより一般家庭の使用料が減少したことや、昨今の社会経済状況及び節水器具の普及などから、前年度比2.4％の減となりましたが、諸経費の節減に努めたことにより、純利益は86,600千円となり、同額を利益剰余金として計上しております。

以上が本年度の概況でありますが、今後、景気回復の遅れや節水器具等の普及に伴い、給水収益の伸びは減少傾向になるものと予測されます。また、一方では、市民に安全で良質な水を供給するため、老朽化した施設の更新や配水幹線など基幹施設の整備を引き続き行う必要があります。このような現状のため、今後も適切な事業選択とより一層の経費節減を行うなど、効率的な事業経営に努めてまいります。

(2)　議会議決事項

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日
		平成年月日	平成年月日
第118号	平成17年度秋田市水道事業会計決算認定の件	18. 9. 11	18. 9. 29
第125号	秋田市行政の基本構想を変更する件	18. 12. 5	18. 12. 22
第126号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	18. 12. 5	18. 12. 22
第151号	平成18年度秋田市水道事業会計補正予算（第１号）の件	18. 12. 5	18. 12. 22
第14号	平成19年度秋田市水道事業会計予算の件	19. 2. 23	19. 3. 19
第28号	平成18年度秋田市水道事業会計補正予算（第２号）の件	19. 2. 23	19. 3. 8
第34号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	19. 2. 23	19. 3. 19
第45号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	19. 2. 23	19. 3. 19

(3)　行政官庁認可事項

申請年月日	申　請　先	件　　名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
18. 9. 29	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　18. 10. 24
19. 2. 28	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　19. 3. 12

(4)　職員に関する事項

管　理　者	事務職員 主　事	技術職員 技　師	計
１人	84人	103人	188人 （うち資本勘定支弁職員18人）

(5)　料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2　工　　事

(1)　建設工事の概況

施設改良事業

(イ)　築造工事　集中監視設備設置工事　一式

(2)　改良工事の概況

(イ)　送・配水管布設　泉地区（泉東町線）ほか　39,161.5ｍ

(ロ)　配水管布設替　手形地区（手形山東町線）ほか　28,758.0ｍ

(ハ)　仁井田浄水場フェンス改修工事　一式

(3)　保存工事の概況

(イ)　配・給水管漏水修理　605件

(ロ)　メーター取替数　13,486件

(ハ)　計画漏水防止　643.10㎞

3　業　　務

(1) 業務量

	上水道	簡易水道	計
給水世帯数	126,866 戸	3,826 戸	130,692 戸
給水人口	313,788 人	12,472 人	326,260 人
年間総配水量	39,571,453 ㎥	1,451,797 ㎥	41,023,250 ㎥
一日最大配水量	130,238 ㎥	5,650 ㎥	－ ㎥
一日平均配水量	108,415 ㎥	3,978 ㎥	－ ㎥
有収水量	35,216,814 ㎥	1,165,968 ㎥	36,382,782 ㎥
有収率	89.0 %	80.3 %	88.7 %
送配水管総延長	1,523,054 m	219,041 m	1,742,095 m

(2) 事業収入に関する事項

科目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	7,265,319,038	6,798,109,132	467,209,906	93.6
	(7,616,682,285)	(7,128,661,918)	(488,020,367)	(93.6)
営業外収益	180,064,002	179,862,533	201,469	99.9
	(180,159,517)	(179,947,975)	(211,542)	(99.9)
特別利益	6,090,335	5,805,722	284,613	95.1
	(6,106,679)	(5,807,758)	(298,921)	(95.1)
合計	7,451,473,375	6,983,777,387	467,695,988	93.7
	(7,802,948,481)	(7,314,417,651)	(488,530,830)	(93.7)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科目	決算額
	円
営業費用	6,113,242,599
	(6,217,581,288)
営業外費用	1,208,323,704
	(1,346,474,769)
特別損失	43,306,993
	(45,449,933)
合計	7,364,873,296
	(7,609,505,990)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4　会　計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件名	契約金額	契約者
平成年月日 18. 6. 9	砂子渕地区配水管 布設工事	円 129,572,100	株式会社足利工務店 代表取締役　足利　公雄
18. 7. 11	仁井田西ブロック配水管 布設替工事	26,679,450	淡路建工株式会社 代表取締役　淡路　武男
18. 7. 11	駅東北ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	39,168,150	株式会社新秋管業建設 代表取締役　堀井　三雄
18. 7. 11	楢山ブロック配水管 布設替工事その１	21,374,850	株式会社三和施設 代表取締役　佐藤　弘康
18. 7. 11	駅東北ブロック配水管 布設替工事その３	27,365,100	株式会社協設 代表取締役　吉田　孝二
18. 7. 11	新都市配水管 布設工事その51	40,591,950	株式会社加賀屋組 代表取締役社長　加賀屋賢二
18. 7. 11	集中監視設備設置工事	46,725,000	秋田電機建設株式会社 代表取締役　近藤　和生
18. 7. 25	保戸野ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	39,549,300	株式会社日景工業 代表取締役　日景　義雄
18. 7. 25	保戸野ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	50,995,350	株式会社渡部工業 代表取締役　渡部　俊一
18. 7. 25	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	84,408,450	羽後設備株式会社 代表取締役社長　佐藤　裕之
18. 7. 25	保戸野ブロック配水管 布設替工事その３	21,548,100	株式会社秋南水道施設工業 代表取締役　鈴木　平裕
18. 8. 1	駅東北ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	26,077,800	株式会社カミオ 代表取締役　神尾栄次郎

18. 8. 1	楢山ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	18,259,500	高進設備株式会社 代表取締役　高橋　清広
18. 8. 1	牛島ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	71,380,050	総合施設株式会社 代表取締役　鈴木　英樹
18. 8. 1	牛島ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	52,153,500	株式会社あたご 代表取締役　佐藤　義孝
18. 8. 1	飯島地内（国交省） 配水管移設工事	29,300,250	清三屋施設工業株式会社 代表取締役　高橋　正男
18. 8. 15	土崎東ブロック配水管 布設替工事その１	34,388,550	藤重建設株式会社 代表取締役　佐藤　重蔵
18. 8. 15	寺内高区ブロック配水管 布設替工事	92,246,700	クボノメ工業株式会社 代表取締役　宮崎　真吾
18. 8. 29	山王ブロック配水管 布設工事その２	31,952,550	山岡工業株式会社 代表取締役　山岡緑三郎
18. 8. 29	河辺南部地区配水管 布設替工事その１	79,018,800	株式会社岡部建設工業 代表取締役　岡部　秋男
18. 9. 5	山王二丁目地内（県建設） 配水管移設工事その１	28,453,950	山岡工業株式会社 代表取締役　山岡緑三郎
18. 9. 5	泉八橋線布設工事その４	84,743,400	株式会社北勢工業 代表取締役　太田　博之
18. 9. 5	河辺南部地区配水管 布設替工事その２	50,334,900	株式会社岡精組 代表取締役　岡部　　茂
18. 9. 12	山王ブロック配水管 布設工事その１	64,072,050	山二施設工業株式会社 代表取締役社長　松木　文雄
18. 9. 12	駅東南ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	39,221,700	清三屋施設工業株式会社 代表取締役　高橋　正男
18. 9. 12	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	77,983,500	互幸設備工業株式会社 代表取締役社長　齋藤　久幸
18. 9. 12	茨島ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	21,177,450	株式会社日東施設工業所 代表取締役　新泉　博智
18. 9. 19	茨島ブロック配水管 布設及び布設替工事その１	42,404,250	株式会社三和施設 代表取締役　佐藤　弘康
18. 9. 19	仁井田浄水場フェンス改修工事	23,337,300	株式会社英明工務店 代表取締役　加藤　憲成
18. 9. 26	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その３	35,642,250	株式会社渡部工業 代表取締役　渡部　俊一
18. 9. 26	泉北ブロック配水管 布設及び布設替工事その２	56,757,750	山岡工業株式会社 代表取締役　山岡緑三郎
18. 10. 10	手形田中線配水管 布設及び布設替工事	20,088,600	株式会社日景工業 代表取締役　日景　義雄
18. 11. 7	中通七丁目地内（道路） 配水管移設工事	27,515,250	株式会社渡部工業 代表取締役　渡部　俊一
18. 11. 28	仁井田西ブロック配水管 布設替工事その１	43,650,600	北環興業株式会社 代表取締役　長崎　雄二

(2)　企業債及び一時借入金の概況

(イ)　企業債未償還額　　31,690,905,652円

(ロ)　一時借入金現在高　　0円

(3)　その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5　附帯事項

該当事項なし

平成18年度秋田市下水道事業決算報告書

(1)　収益的収入及び支出

収　入

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	予算額 合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
第１款 下水道事業収益	円 10,001,572,000	円 47,584,000	円 －	円 10,049,156,000	円 10,117,539,869	円 68,383,869	
第１項 営業収益	7,643,218,000	△44,795,000	－	7,598,423,000	7,622,932,881	24,509,881	(うち、消費税及び地方消費税相当分 251,321,501円)
第２項 営業外収益	2,358,352,000	28,601,000	－	2,386,953,000	2,389,231,330	2,278,330	(〃 11,154円)
第３項 特別利益	2,000	63,778,000	－	63,780,000	105,375,658	41,595,658	(〃 5,007,514円)

支　出

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 予備費支出額	予算額 流用増減額	予算額 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	予算額 合計	決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備考
第１款 下水道事業費用	円 9,843,644,000	円 △108,455,000	円 －	円 －	円 －	円 9,735,189,000	円 －	円 9,735,189,000	円 9,665,133,714	円 －	円 70,055,286	
第１項 営業費用	6,589,196,000	△56,338,000	－	－	－	6,532,858,000	－	6,532,858,000	6,497,124,533	－	35,733,467	(うち、消費税及び地方消費税相当分 118,383,324円)
第２項 営業外費用	3,216,597,000	△63,001,000	－	－	－	3,153,596,000	－	3,153,596,000	3,131,489,115	－	22,106,885	
第３項 特別損失	35,301,000	10,884,000	－	－	－	46,185,000	－	46,185,000	36,520,066	－	9,664,934	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,460,540円)
第４項 予備費	2,550,000	－	－	－	－	2,550,000	－	2,550,000	－	－	2,550,000	

(2)　資本的収入及び支出

収　入

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	予算額 継続費逓次繰越額に係る財源充当額	予算額 合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
第１款 資本的収入	円 8,340,187,000	円 △1,331,959,000	円 7,008,228,000	円 3,432,900,000	円 －	円 10,441,128,000	円 8,792,343,385	円 △1,648,784,615	
第１項 企業債	5,601,900,000	△1,302,500,000	4,299,400,000	2,464,200,000	－	6,763,600,000	5,728,200,000	△1,035,400,000	翌年度繰越額 1,035,400,000円
第２項 出資金	1,023,741,000	－	1,023,741,000	－	－	1,023,741,000	1,023,741,000	0	
第３項 補助金	1,092,300,000	－	1,092,300,000	968,700,000	－	2,061,000,000	1,618,000,000	△443,000,000	翌年度繰越額 443,000,000円
第４項 負担金	622,245,000	△31,466,000	590,779,000	－	－	590,779,000	420,394,185	△170,384,815	翌年度繰越額 55,660,000円
第５項 固定資産売却代金	1,000	2,007,000	2,008,000	－	－	2,008,000	2,008,200	200	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,200円)

支　出

区　分	予算額 当初予算額	予算額 補正予算額	予算額 流用増減額	予算額 小計	予算額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	予算額 継続費逓次繰越額	予算額 合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	翌年度繰越額 継続費逓次繰越額	翌年度繰越額 合計	不用額	備　考
第１款 資本的支出	11,905,705,000円	△1,298,480,000円	－円	10,607,225,000円	3,744,043,000円	－円	14,351,268,000円	12,461,030,155円	1,789,789,000円	－円	1,789,789,000円	100,448,845円	
第１項 建設改良費	4,800,935,000	△281,792,000	－	4,519,143,000	3,744,043,000	－	8,263,186,000	6,372,948,993	1,789,789,000	－	1,789,789,000	100,448,007	（うち、消費税及び地方消費税相当分 276,902,163円）
第２項 企業債償還金	7,104,770,000	△1,016,688,000	－	6,088,082,000	－	－	6,088,082,000	6,088,081,162	－	－	－	838	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,668,686,770円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,460,560円、減債積立金268,646,564円、過年度分損益勘定留保資金325,006,961円及び当年度分損益勘定留保資金2,953,572,685円で補てんした。

平成18年度秋田市下水道事業報告書

1　概　況

(1)　総括事項

(イ)　普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,343ha、処理区域内人口は284,157人、前年度に比較してそれぞれ164.2ha、5,346人増加し、この結果下水道普及率は86.4％となりました。

なお、年間総処理水量は、37,753,730㎥となり、前年度と比較して2,555,405㎥減少しました。このうち、年間有収水量は、27,185,817㎥で、前年度と比較し316,103㎥増加しております。

(ロ)　工事状況

管渠建設事業、ポンプ場建設事業、処理場建設事業及び特定環境保全公共下水道事業は、国庫補助金を最大限に活用し事業を推進したほか、老朽管の改築や維持修繕を実施しました。管渠建設事業は、4,740,482千円の事業費をもって、浸水対策として、山王北幹線および太平川２号幹線など、合流改善として新屋地区の合流区域において新屋栗田幹線などを築造したほか、河辺地区・仁井田地区・四ツ小屋地区・手形地区・浜田地区・広面地区・飯島地区・下新城地区などで汚水の面整備を行い、合計30,440ｍの管渠を布設し、浸水区域の解消、水質改善や普及率の向上に努めたところであります。さらに千秋地区・土崎地区・中通地区などにおいて老朽管の改築や維持補修を実施し、事故の未然防止に努めたところであります。

特定環境保全公共下水道事業は122,530千円の事業費をもって雄和地区に1,224ｍの管渠布設工事を実施しました。

ポンプ場建設事業は、380,825千円の事業費をもって川口汚水中継ポンプ場の受変電設備更新工事やアスベスト除去工事などを実施しました。

処理場建設事業は、657,592千円の事業費をもって八橋終末処理場の受変電設備更新工事やアスベスト除去工事などを実施しました。

(ハ)　財政状況

収入面では、経営の根幹をなす下水道使用料が、水洗化の普及などにより有収水量が増えたことから、前年度と比較して1.6％の増となっております。また、支出面では、諸経費の削減に努めた結果、330,945千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

以上が本年度の概況でありますが、今後も市民が安全で快適な暮らしができる生活環境をめざし、計画的な下水道整備に努めてまいります。また、水洗化の普及促進による有収水量の確保や適切な事業選択による一層の経費節減を行い、効率的で効果的な事業経営に努め、経営の健全化に向けて努力してまいります。

(2)　議会議決事項

議案番号	件　名	提出年月日	議決年月日
		平成年月日	平成年月日
第120号	平成17年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	18．9．11	18．9．29
第125号	秋田市行政の基本構想を変更する件	18．12．5	18．12．22
第126号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	18．12．5	18．12．22
第152号	平成18年度秋田市下水道事業会計補正予算（第１号）の件	18．12．5	18．12．22
第15号	平成19年度秋田市下水道事業会計予算の件	19．2．23	19．3．19
第29号	平成18年度秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）の件	19．2．23	19．3．8
第34号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	19．2．23	19．3．19
第46号	秋田市下水道条例の一部を改正する件	19．2．23	19．3．19

(3)　行政官庁認可事項

申請年月日	申　請　先	件　名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
18. 7. 20	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　18. 7. 27
18. 9. 29	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　18. 10. 11
18. 9. 29	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　18. 10. 24
19. 2. 28	秋　田　県　知　事	平成18年度起債同意申請	同意　19. 3. 12

(4)　職員に関する事項

事務職員主事	技術職員技師	計
18人	64人	82人 （うち資本勘定支弁職員31人）

(5)　料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2　工　事

(1)　建設工事の概況

管渠建設事業

(イ)　管渠布設　30,440m

特定環境保全公共下水道事業

(イ)　管渠布設　1,224m

(2)　改良工事の概況

(イ)　管渠布設替等　旭北栄町ほか　2,313m

(ロ)　川口汚水中継ポンプ場場内整備

受変電設備更新・アスベスト除去工事ほか　一式

(ハ)　八橋終末処理場施設整備

受変電設備更新・アスベスト除去工事ほか　一式

(3)　保存工事の概況

(イ)　管渠修繕　446件

3　業　務

(1)　業務量

	公共下水道	特定環境保全公共下水道	計
排水戸数	99,991 戸	482 戸	100,473 戸
処理区域内人口	281,725 人	2,432 人	284,157 人
年間総処理水量	37,504,044 m^3	249,686 m^3	37,753,730 m^3
一日平均処理水量	102,751 m^3	684 m^3	103,435 m^3
有収水量	26,999,177 m^3	186,640 m^3	27,185,817 m^3
有収率	72.0 %	74.7 %	72.0 %
管渠布設総延長	1,389,305 m	33,357 m	1,422,662 m

(2)　事業収入に関する事項

科目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	7,371,611,380	6,903,853,689	467,757,691	93.6
	(7,622,932,881)	(7,131,822,924)	(491,109,957)	(93.6)
営業外収益	2,389,220,255	2,389,004,448	215,807	99.9
	(2,389,231,330)	(2,389,008,460)	(222,870)	(99.9)
特別利益	100,368,144	20,862,147	79,505,997	20.8
	(105,375,658)	(21,900,186)	(83,475,472)	(20.8)
合計	9,861,199,779	9,313,720,284	547,479,495	94.3
	(10,117,539,869)	(9,542,731,570)	(574,808,299)	(94.3)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3)　事業費に関する事項

科目	決算額
	円
営業費用	6,378,741,209
	(6,497,124,533)
営業外費用	3,116,453,449
	(3,131,489,115)
特別損失	35,059,526
	(36,520,066)
合計	9,530,254,184
	(9,665,133,714)

注（　）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4)　その他主要な事項

該当事項なし

4　会　　計

⑴　重要契約の要旨

契約年月日	件　　名	契約金額	契　約　者
平成年月日 18．5．16	公共下水道八橋終末処理場アスベスト除去工事	円 22,082,550	加賀伊土建株式会社 代表取締役　加賀谷　亨
18．6．27	公共下水道八橋終末処理場受変電設備更新工事	280,350,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長　宝田　史郎
18．7．4	公共下水道築造工事 広面字川崎地内ほか	26,214,300	むつみ造園土木株式会社 代表取締役　佐々木吉和
18．7．11	公共下水道川口汚水中継ポンプ場受変電設備更新工事	174,300,000	日本電機興業株式会社 代表取締役　進藤　正己
18．8．8	公共下水道築造工事 飯島鼠田一丁目地内	32,828,250	株式会社羽州建設 代表取締役　秋川　隆夫
18．8．29	公共下水道築造工事 仁井田新田三丁目地内ほか	24,897,600	藤重建設株式会社 代表取締役　佐藤　重蔵
18．9．5	下水道管渠改築工事 秋田市中通七丁目地内	46,957,050	豊興産株式会社 代表取締役　石黒　望
18．9．12	公共下水道新屋栗田幹線築造工事 新屋元町地内	78,137,850	合名会社伊藤組 代表社員　伊藤　徳雄
18．9．12	公共下水道新屋日吉幹線築造工事 新屋日吉町地内ほか	87,795,750	株式会社菅原組 代表取締役　菅原　正之
18．9．12	公共下水道築造工事 山王二丁目地内ほか	364,035,000	三井住友・旭建設工事共同企業体 代表者　三井住友建設株式会社東北支店　執行役員支店長　杉原　正憲
18．9．12	下水道管渠改築工事 秋田市千秋中島町地内（その１）	25,236,750	協業組合タイセイ 理事長　山脇　博治
18．9．19	公共下水道築造工事 外旭川字小谷地地内ほか	63,735,000	株式会社新秋管業建設 代表取締役　堀井　三雄
18．9．19	公共下水道築造工事 新屋大川町地内	31,703,700	工藤建設株式会社 代表取締役　工藤　堅裕
18．9．19	下水道管渠改築工事 秋田市土崎港東二丁目地内	44,270,100	株式会社羽州建設 代表取締役　秋川　隆夫
18．9．26	公共下水道築造工事 手形字十七流地内ほか	22,344,000	株式会社タキ造園土木建設 代表取締役　正木　孝輝
18．9．26	公共下水道築造工事 仁井田本町三丁目地内⑴	21,892,500	有限会社本庄建設 代表取締役　本庄　康
18．9．26	下水道管渠改築工事 秋田市千秋中島町地内（その２）	22,780,800	株式会社北日本ウエスターン商事 代表取締役　佐々木辰彦
18．10．3	下水道管渠改築工事 秋田市千秋中島町地内（その３）	38,421,600	豊興産株式会社 代表取締役　石黒　望
18．10．10	公共下水道築造工事 手形字山崎地内	22,358,700	株式会社英明工務店 代表取締役　加藤　憲成
18．10．10	公共下水道八橋終末処理場２系スクリーンかす設備更新工事	41,069,700	株式会社前澤エンジニアリングサービス東北営業所 所長　佐藤　芳美
18．10．17	公共下水道築造工事 河辺北野田高屋字上前田表地内⑴	38,296,650	むつみ造園土木株式会社 代表取締役　佐々木吉和
18．10．17	公共下水道築造工事 浜田字滝ノ浦地内ほか	28,258,650	豊島建設株式会社 代表取締役　豊島　悦雄
18．10．24	公共下水道築造工事 河辺戸島字大古川地内ほか	38,551,800	株式会社岡精組 代表取締役　岡部　茂
18．10．24	公共下水道築造工事 浜田字元中村地内ほか	34,610,100	山元建設株式会社 代表取締役　佐々木将元
18．10．24	公共下水道築造工事 飯島字天ノ袋地内	39,218,550	塚田工業株式会社 代表取締役　塚田　哲雄

18. 10. 24	公共下水道築造工事 飯島西袋二丁目地内	28,774,200	山二施設工業株式会社 代表取締役社長　松木　文雄
18. 10. 24	公共下水道川口汚水中継ポンプ場アスベスト除去工事(2)	154,612,500	大友建設株式会社 代表取締役　大友　平三
18. 10. 25	公共下水道築造工事に伴う融雪施設復旧工事 下新城中野字街道端西地内	27,415,500	株式会社アテック 代表取締役　七山　三郎
18. 11. 7	公共下水道築造工事 新藤田字治郎沢地内ほか	33,165,300	中央土建株式会社 代表取締役　伊藤　久一
18. 11. 14	公共下水道八橋終末処理場アスベスト除去工事(2)	271,345,200	株式会社林工務店 代表取締役　林　明夫
18. 11. 28	公共下水道築造工事 下新城中野字琵琶沼地内ほか	21,348,600	株式会社鈴鉦組 代表取締役　鈴木　雅樹
18. 12. 5	公共下水道築造工事 浜田字館ノ丸地内ほか	26,051,550	中央土建株式会社 代表取締役　伊藤　久一
18. 12. 19	公共下水道築造工事 河辺豊成字宮下地内ほか	38,932,950	株式会社三勇建設 代表取締役　三浦　稔
18. 12. 26	公共下水道築造工事 楢山古川新町地内ほか	31,727,850	山岡工業株式会社 代表取締役　山岡緑三郎
19. 1. 16	下水道管渠移設工事 飯島字飯島水尻地内	55,230,000	株式会社菅原組 代表取締役　菅原　正之
19. 1. 23	公共下水道築造工事 河辺北野田高屋字小高地内	37,800,000	株式会社新秋管業建設 代表取締役　堀井　三雄
19. 1. 30	公共下水道築造工事 桜二丁目地内	22,411,200	株式会社田口建設 代表取締役　田口　悟
19. 2. 20	公共下水道雄物川左岸３－１号幹線築造工事 新屋扇町地内	201,705,000	大成・むつみ造園建設工事共同企業体 代表者　大成建設株式会社東北支店　執行役員支店長　茂手木信行
19. 2. 27	公共下水道築造工事 河辺北野田高屋字黒沼下堤下地内	38,239,950	秋田舗道株式会社 代表取締役社長　福岡　政弘
19. 3. 6	公共下水道築造工事 下新城中野字前谷地地内	41,685,000	株式会社羽州建設 代表取締役　秋川　隆夫
19. 3. 13	公共下水道築造工事 茨島四丁目地内ほか	40,467,000	豊島建設株式会社 代表取締役　豊島　悦雄

(2)　企業債及び一時借入金の概況

(イ)　企業債未償還額　103,282,292,169円

(ロ)　一時借入金現在高　0円

(3)　その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5　附帯事項

該当事項なし

Ⅱ　平成19年度上半期の執行状況

1　収入および支出の概況

(1)　一般会計

歳　入　（単位：千円、％）

区　分	予算額 (A)	収入額 (B)	収入率 (B)／(A)
市税	46,532,230	24,336,089	52.3
地方譲与税	1,174,489	324,106	27.6
利子割交付金	126,609	61,470	48.6
配当割交付金	53,177	54,697	102.9
株式等譲渡所得割交付金	55,797	－	0.0
地方消費税交付金	3,190,787	1,953,309	61.2
ゴルフ場利用税交付金	79,529	27,700	34.8
自動車取得税交付金	340,412	103,982	30.5
国有提供施設等所在市助成交付金	9,450	－	0.0
地方特例交付金	386,000	295,527	76.6
地方交付税	20,679,000	14,256,359	68.9

交通安全対策特別交付金	110,000	55,863	50.8
分担金及び負担金	1,127,618	399,982	35.5
使用料及び手数料	2,236,442	1,091,057	48.8
国庫支出金	13,329,106	3,682,881	27.6
県支出金	5,504,509	755,334	13.7
財産収入	429,749	351,300	81.7
寄附金	1	1,100	110,000.0
繰入金	2,997,159	－	0.0
繰越金	1,094,302	1,581,573	144.5
諸収入	6,115,554	391,139	6.4
市債	10,161,900	－	0.0
合計	115,733,820	49,723,468	43.0

歳　出　（単位：千円、％）

区分	予算額 (A)	支出額 (B)	支出率 (B)／(A)
議会費	725,987	349,482	48.1
総務費	13,757,490	6,433,156	46.8
民生費	31,904,223	10,843,732	34.0
衛生費	8,392,370	3,631,779	43.3
労働費	409,902	332,224	81.0
農林水産業費	2,033,555	501,912	24.7
商工費	6,011,428	4,723,844	78.6
土木費	21,192,640	8,240,549	38.9
消防費	3,358,519	1,477,253	44.0
教育費	11,941,352	4,388,483	36.8
災害復旧費	2,628	－	0.0
公債費	15,929,128	6,263,882	39.3
諸支出金	1	－	0.0
予備費	74,597	－	0.0
合計	115,733,820	47,186,296	40.8

※予算額は９月補正後の予算現額で、繰越事業分・予備費充用分を含む。
※収入額、支出額は平成19年４月１日から９月30日までの実績で、繰越事業を含む。

(2)　特別会計

歳　入　（単位：千円、％）

区分	予算額 (A)	収入額 (B)	収入率 (B)／(A)
土地区画整理会計	2,314,226	174,473	7.5
市有林会計	159,191	11,217	7.0
市営墓地会計	37,681	44,853	119.0
中央卸売市場会計	653,106	167,222	25.6
農業集落排水会計	1,451,684	85,252	5.9
大森山動物園会計	552,161	55,191	10.0
廃棄物発電会計	149,282	97,180	65.1
国民健康保険事業会計	30,788,865	10,241,709	33.3
老人保健医療事業会計	31,555,832	12,955,683	41.1
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	67,017	104,084	155.3
介護保険事業会計	18,156,654	7,787,849	42.9
合計	85,885,699	31,724,713	36.9

歳　出　（単位：千円、％）

区分	予算額 (A)	支出額 (B)	支出率 (B)／(A)
土地区画整理会計	2,314,226	716,652	31.0
市有林会計	159,191	105,570	66.3
市営墓地会計	37,681	17,406	46.2

中央卸売市場会計	653,106	324,154	49.6
農業集落排水会計	1,451,684	205,532	14.2
大森山動物園会計	552,161	167,055	30.3
廃棄物発電会計	149,282	37,050	24.8
国民健康保険事業会計	30,788,865	12,853,236	41.7
老人保健医療事業会計	31,555,832	13,018,962	41.3
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	67,017	16,006	23.9
介護保険事業会計	18,156,654	7,412,844	40.8
合計	85,885,699	34,874,467	40.6

※予算額は９月補正後の予算現額で、繰越事業分を含む。
※収入額、支出額は平成19年４月１日から９月30日までの実績で、繰越事業を含む。

2　一時借入金の現在高
平成19年９月30日現在、一時借入金の現在高　0円

3　公営事業の経理の概況
(1)　秋田市病院事業の経理の状況
①　予算の執行状況
ア　収益的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
病院事業収益	9,416,935,000	5,087,698,160	54.0
医業収益	8,423,752,000	4,218,002,874	50.1
医業外収益	993,182,000	867,969,548	87.4
特別利益	1,000	1,725,738	172.573.8

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
病院事業費用	9,423,855,000	4,114,808,935	43.7
医業費用	9,043,654,000	3,978,894,480	44.0
医業外費用	341,481,000	126,364,108	37.0
特別損失	36,720,000	9,550,347	26.0
予備費	2,000,000	－	0.0

イ　資本的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	572,520,000	152,931,000	26.7
企業債	272,000,000	－	0.0
出資金	300,520,000	152,931,000	50.9

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	965,127,000	518,277,484	53.7
建設改良費	304,051,000	205,968,121	67.7
企業債償還金	661,076,000	312,309,363	47.2

②　秋田市病院事業会計試算表（平成19年９月30日現在）

（単位：円）

借方	勘定科目	貸方
	（固定資産）	
6,339,213,695	有形固定資産	
706,500	無形固定資産	
	（流動資産）	
745,825,334	現金・預金	

1,582,642,075	未収金	
53,225,338	貯蔵品	
92,212,111	その他流動資産	
	（繰延勘定）	
41,390,000	退職給与金	
	（固定負債）	
	引当金	5,500,000
	（流動負債）	
	未払金	319,017,786
	預り金	42,244,839
	その他流動負債	6,190,131
	（資本金）	
	自己資本金	4,771,310,797
	借入資本金	5,527,835,446
	（剰余金）	
	資本剰余金	430,969,922
3,265,247,957	欠損金	
	（病院事業収益）	
	医業収益	4,212,829,261
	医業外収益	866,953,030
	特別利益	1,725,738
	（病院事業費用）	
3,928,304,882	医業費用	
126,364,108	医業外費用	
9,444,950	特別損失	
16,184,576,950	合計	16,184,576,950

⑵　秋田市水道事業の経理の状況

①　予算の執行状況

ア　収益的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
水道事業収益	7,786,896,700	3,766,113,361	48.4
営業収益	7,602,203,700	3,733,490,147	49.1
営業外収益	184,673,000	32,486,358	17.6
特別利益	20,000	136,856	684.3

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
水道事業費用	7,599,203,000	2,067,120,396	27.2
営業費用	6,356,523,000	1,520,611,345	23.9
営業外費用	1,230,900,000	541,661,689	44.0
特別損失	9,980,000	4,847,362	48.6
予備費	1,800,000	－	0.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

イ　資本的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	1,775,015,800	166,247,350	9.4
企業債	1,074,400,000	6,100,000	0.6
出資金	133,056,000	34,722,000	26.1
補助金	111,159,000	－	0.0

固定資産売却代金	10,000	－	0.0
負担金及び寄附金	456,390,800	125,425,350	27.5

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	4,261,392,000	1,345,689,380	31.6
建設改良費	1,993,377,000	251,435,238	12.6
企業債償還金	2,268,015,000	1,094,254,142	48.2

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

②　秋田市水道事業会計試算表（平成19年９月30日現在）

（単位：円）

借方	勘定科目	貸方
	（固定資産）	
60,873,474,889	有形固定資産	
4,499,874,131	無形固定資産	
	（流動資産）	
3,019,588,507	現金・預金	
533,559,546	未収金	
37,345,759	貯蔵品	
331,563,075	前払金	
45,167,919	その他流動資産	
	（固定負債）	
	引当金	1,931,166,967
	（流動負債）	
	未払金	19,579,541
	預り金	203,697,596
	その他流動負債	180,674,349
	（資本金）	
	自己資本金	6,712,676,927
	借入資本金	30,602,751,510
	（剰余金）	
	資本剰余金	28,023,503,042
	利益剰余金	108,033,497
	（水道事業収益）	
	営業収益	3,560,486,216
	営業外収益	32,430,707
	特別利益	130,339
	（水道事業費用）	
1,488,276,667	営業費用	
541,661,689	営業外費用	
4,618,509	特別損失	
71,375,130,691	合計	71,375,130,691

⑶　秋田市下水道事業の経理の状況

①　予算の執行状況

ア　収益的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
下水道事業収益	10,172,270,000	6,960,193,856	68.4
営業収益	7,873,922,000	4,909,663,232	62.4
営業外収益	2,298,346,000	1,968,965,950	85.7
特別利益	2,000	81,564,674	4,078,233.7

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
下水道事業費用	10,004,378,000	2,277,365,673	22.8
営業費用	6,871,055,000	987,171,594	14.4
営業外費用	3,108,001,000	1,280,065,503	41.2
特別損失	22,772,000	10,128,576	44.5
予備費	2,550,000	－	0.0

イ　資本的収支

収　入　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	6,825,784,000	684,100,176	10.0
企業債	4,614,600,000	－	0.0
出資金	945,315,000	472,700,000	50.0
補助金	994,100,000	66,300,000	6.7
負担金	271,768,000	145,100,175	53.4
固定資産売却代金	1,000	1	0.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支　出　（単位：円、％）

科目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	11,042,928,000	3,617,405,551	32.8
建設改良費	5,216,246,000	1,374,926,548	26.4
企業債償還金	5,826,682,000	2,242,479,003	38.5

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

②　秋田市下水道事業会計試算表（平成19年９月30日現在）

（単位：円）

借方	勘定科目	貸方
	（固定資産）	
188,246,739,905	有形固定資産	
9,853,651,807	無形固定資産	
	（流動資産）	
1,975,105,203	現金・預金	
876,447,322	未収金	
206,803,020	前払金	
91,735,823	その他流動資産	
	（固定負債）	
	企業債	664,712,463
	引当金	192,495,000
	（流動負債）	
	未払金	3,688,729
	その他流動負債	135,419,346
	（資本金）	
	自己資本金	15,502,970,624
	借入資本金	100,375,100,703
	（剰余金）	
	資本剰余金	79,458,545,892
	利益剰余金	330,945,595
	（下水道事業収益）	
	営業収益	4,780,862,564
	営業外収益	1,968,958,445
	特別利益	77,688,346
	（下水道事業費用）	

951,143,577	営業費用	
1,280,065,503	営業外費用	
9,695,547	特別損失	
203,491,387,707	合計	203,491,387,707

平成20年１月11日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
第18号	設置形超音波流量計購入	秋田市上下水道局内指定場所	平成20年２月28日

⑵　上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア　秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　秋田市の指名停止期間中でないこと。

2　入札に関する事項

入札の日時　平成20年１月29日㈫　午前10時

入札の場所　秋田市川尻みよし町14番８号

秋田市上下水道局　４階　大会議室

入札保証金　免除

契約日　平成20年１月31日㈭

注意事項　⑴　秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。

⑷　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3　入札参加申し込みに関する事項

⑴　入札に参加を希望する者は、平成20年１月23日㈬までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

⑵　申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月11日㈮から平成20年１月23日㈬までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係

ウ　申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4　指名に関する事項

⑴　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

⑵　提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

⑶　指名通知および選定結果通知については、平成20年１月25日㈮午前に通知する。

5　設計書および仕様書の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は平成20年１月11日㈮から平成20年１月28日㈪までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸し出し場所　秋田市上下水道局総務課管財係

⑶　仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書は、返却しない。

⑶　申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話　018－823－8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第５条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年１月18日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

賦課対象区域

河辺北野田高屋字務沢の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年１月18日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修　繕　場　所	履　行　期　限	入　札　参　加　要　件
第37号 手形山団地№２送水ポンプ取替修繕	秋田市手形字大沢334 （手形山団地ポンプ場）	平成20年３月21日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事Ａ級 ②秋田県内の上水道ポンプ設備の施工又は修繕実績があること。 （基本的要件については別に記載）

⑵　上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア　前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事Ａ級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のＡ級に等級格付されている者をいう。

イ　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないものであること。

ウ　本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

エ　資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2　入札に関する事項

入札の日時　平成20年２月５日㈫　午前10時

入札の場所　秋田市川尻みよし町14番８号
秋田市上下水道局　３階　入札室

入札保証金　免除

契　約　日　平成20年２月７日㈭

注意事項　⑴　秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。

⑷　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3　入札参加申し込みに関する事項

⑴　本入札に参加を希望する者は、平成20年１月30日㈬までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　公募型指名競争入札参加申込書（別記様式１（省略））

イ　施工実績調書（別記様式２（省略））

ウ　配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式３（省略））（資格者証の写しを添付）

⑵　申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月18日㈮から平成20年１月30日㈬までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係

ウ　申請用紙　秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ
http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4　指名に関する事項

⑴　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

⑵　提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

⑶　指名通知および選定結果通知については、平成20年２月１日㈮に通知する。

5　設計書および設計図面の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は平成20年１月18日㈮から平成20年２月４日㈪までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸し出し場所　秋田市上下水道局総務課管財係

6　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書等は、返却しない。

⑶　申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話　018－823－8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年１月25日

秋田市上下水道事業管理者　内　山　真　次

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する物件は、次のとおりである。

番　号	物　件　名	納　品　場　所	履行期間
第19号	活性炭購入	八橋下水道終末処理場、仁別浄化センター、羽川浄化センター、川口ポンプ場、新屋ポンプ場内の局が指定した場所	契約日から平成20年３月26日まで

⑵　上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア　秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2　入札に関する事項

入札の日時　平成20年２月12日㈫　午前10時

入札の場所　秋田市川尻みよし町14番８号

秋田市上下水道局　３階　入札室

入札保証金　免除

契　約　日　平成20年２月14日㈭

注意事項　⑴　秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　開札の結果、落札者がないときは再度の入札を１回に限り行う。

⑷　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3　入札参加申し込みに関する事項

⑴　入札に参加を希望する者は、平成20年２月６日㈬までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

⑵　申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成20年１月25日㈮から平成20年２月６日㈬までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係

ウ　申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4　指名に関する事項

⑴　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

⑵　提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

⑶　指名通知および選定結果通知については、平成20年２月７日㈭午後に通知する。

5　仕様書の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は平成20年１月25日㈮から平成20年２月８日㈮までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸し出し場所　秋田市上下水道局総務課管財係

⑶　仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6　その他

⑴　申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書は、返却しない。

⑶　申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話　018－823－8434